

「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく
施策のフォローアップ調査票

平成30年6月1日

農林水産業・地域の活力創造本部

目次

1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進	
① 農林水産物・食品の輸出促進	1
② 国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及	4
③ 国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保	10
2. 6次産業化等の推進	
① 農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進	14
② 農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進	15
③ 次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進	18
④ 新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用	21
⑤ 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化	23
⑥ 食品ロス削減の推進	25
⑦ 企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備	26
3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減	
① 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等	28
② 多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）	30
③ 女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）	32
④ 高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等	33
⑤ 経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等	34
4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設 「制度設計の全体像」（平成25年11月26日農林水産省・地域の活力創造本部決定）（別紙1）	37
5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進 農協・農業委員会等に関する改革の推進について（別紙2）	39
6. 更なる農業の競争力強化のための改革	
① 生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し	41
② 生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立	42
③ 農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備	43
④ 戦略的輸出体制の整備	46
⑤ 全ての加工食品への原料原産地表示の導入	48
⑥ チェックオフ導入の検討	49
⑦ 収入保険制度の導入	50
⑧ 真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し	51
⑨ 農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み	52
⑩ 飼料用米を推進するための取組	53
⑪ 肉用牛・酪農の生産基盤の強化策	54
⑫ 配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策	54
⑬ 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革	57

7. 人口減少社会における農山漁村の活性化	
① 農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進	59
② 福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり	62
③ 優良事例の横展開・ネットワーク化	65
④ 消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興	66
⑤ 歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化	67
⑥ 持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み	68
⑦ 鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進	69
8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理	
① 新たな森林管理システムの構築と木材の生産流通構造改革等	71
② CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ	73
③ 木質バイオマスの利用促進等による新たな木材需要の創出	75
④ 適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上	76
9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化	
① 水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進	78
② マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大	79
③ 浜と食卓の結びつきの強化	80
④ 水産政策改革の更なる推進	81
10. 東日本大震災からの復旧・復興	
① 復興交付金等を活用した施策の推進	82
② 「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進	84
③ 風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る	86

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	①農林水産物・食品の輸出促進
関連する目標	2019年までに農林水産物・食品の輸出額を1兆円に増大させ、その実績を基に、新たに2030年に5兆円の実現を目指す目標を掲げ、具体策を検討
目標の進捗状況	7,451億円(H27)→8,071億円(H29)
施策の実施状況	<p>「農林水産物の輸出力強化戦略」（平成28年5月19日農林水産省・地域の活力創造本部取りまとめ）に基づき、以下の取組を実施。</p> <p>【市場を知る、市場を耕す】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月から日本食品海外プロモーションセンター（JFOODO）において、7つのテーマ（米粉、和牛、緑茶等）について戦略的プロモーションを実施。 平成29年4月、サンパウロにジャパン・ハウスを開館し、日本食・食文化に関するイベント等を通じ日本の食文化のPRを実施。 <p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> クールジャパン機構において、日本食・文化を発信する拠点など、食分野10件への支援を実施。 全農や日本青果物輸出促進協議会において、リレー出荷による青果物の周年供給体制の整備を推進。 平成29年9月、コメの輸出量を飛躍的に拡大する「コメ海外市場拡大戦略プロジェクト」を立ち上げ、輸出に取り組む産地と事業者のマッチング、海外プロモーション等を実施。 平成30年3月にりんご、なし、かんきつの輸出向けの病害虫防除マニュアルを公表し、輸出先国の残留農薬基準をクリアできる防除体系の確立・導入の方策を提示。 平成29年6月から、専門家を各産地等に派遣し、輸出先国の規制に対応するための栽培管理手法等に関する技術的助言等を実施。 平成29年10月、農林水産省協力の下、リードエグジジションジャパン株式会社において、具体的な輸出商談を目的とした“日本の食品”輸出EXPOを開催し、約3,000の海外バイヤーを招へい、304社が出展。 生研支援センターの委託研究において、茶の低農薬防除技術の確立に向けた研究を実施。 平成30年3月、全農が香港に現地法人を設立。現地で人気の高い日本産の和牛やコメ、果物を中心に売込みを推進。 <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「交通運輸技術開発推進制度」により地方産地から海外までのワールドチェーン構築に資する新型航空保冷コンテナの研究開発を実施。 「港湾における農水産物輸出促進基盤整備事業」として平成29年5月に北海道6港湾を、平成30年2月に清水港を認定し、リーファーコンテナ用の電源供給設備等の整備を支援。 生研支援センターの委託研究において、混載輸送を可能とする海上コンテナや、生鮮食品の鮮度保持期間を長期化するための過冷却技術等の開発を実施。 国際空港上屋株式会社において、平成30年2月に、成田空港貨物地区内の「成田空港温度管理専用上屋」を供用開始。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ J Aグループにおいて、シンガポールの現地法人の営業人員体制を増員するなど営業力を強化。 <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出環境整備に係る情報の収集等を実施するとともに、輸出環境の整備に取り組む事業者を支援中。 ・ 原発事故に伴う輸入規制については、平成 29 年度には、サウジアラビアやトルコ等 6 か国が規制を撤廃したほか、ロシアや米国、EU 等が規制を緩和。 ・ 動植物検疫については、台湾及びマレーシア向け牛肉の輸出解禁、米国向けかきの輸出解禁等、平成 29 年度中に 5 か国 7 件の輸出の条件緩和・解禁。 ・ 平成 29 年 9 月、日本発の食品安全管理規格（J F S）について、国際的に通用する J F S - C 規格・認証スキーム（カテゴリ E I V）の G F S I（世界食品安全イニシアチブ）への承認申請を支援。また、モデル実証事業により、得られた知見をシンポジウム等で発信し、普及の推進を支援。 ・ G A P の実施及び認証取得の拡大に向けて、G A P 指導員の育成や認証審査費用の補助等を実施。 ・ 我が国発の G A P 認証の国際規格化に向けて、官民連携した G F S I への承認申請（平成 29 年 11 月）等の取組を支援。 ・ 平成 30 年 3 月、日本で初の開催となった「G F S I 世界食品安全会議 2018」に、農林水産大臣が出席。国内外 52 か国 1, 200 人が集まり、日本発の J F S 及び A S I A G A P の国際規格化に向けた気運を醸成。 ・ タイ、ベトナムと地理的表示（G I）分野での協力について合意。 ・ 日 E U ・ E P A において、その発効の日から E U 側 G I 71 産品、日本側 G I 48 産品を相互保護することを合意。 ・ 海外において日本産産物を保護するため、品種登録経費の支援や海外出願説明会・相談会を実施。 <p>【戦略を確実に実行する】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 輸出戦略実行委員会において、輸出戦略に基づく実行状況等の検証を実施。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【市場を知る、市場を耕す】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J F O O D O において、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマーケティングを継続・強化。 ・ 平成 30 年、パリを中心に開催予定の「ジャポニスム 2018」において、日本食・日本産酒類等の日本産品及び日本の食文化に関する発信イベントや P R を実施。 ・ 既に輸出に取り組んでいる生産者や、これから取り組もうとする生産者を登録し、政府の支援策等について必要な情報を発信。 <p>【農林漁業者や食品事業者を、海外につなぐ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本青果物輸出促進協議会の会員間で販売促進イベント時期を共有しながら、香港、台湾、シンガポールでのリレー出荷を実施。 ・ 平成 30 年 10 月、農林水産省協力の下、リードエグジビションジャパン株式会社において、昨年の 2 倍の 600 社が出展、海外バイヤー 4, 000 名を招へいする“日本の食品”輸出 E X P O を開催予定。

	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな技術・手法等により、更なる輸出拡大のボトルネックの解決手法を確立し、新たな商流を形成するための実証の取組を支援。 ・植物防疫や防除の専門家による産地へのサポートを実施することにより、産地における輸出先国の規制に対応した防除体系や栽培方法を確立。 ・海外のニーズや規制に対応した生産、加工体制の整備、コメの価格競争力強化、高付加価値生産の推進等により“グローバル産地”を形成。 ・海外市場のニーズに合わせて、生産者、商社、流通業者が、常時、輸出の実現に向けたマッチングができる環境を整備。 <p>【生産物を海外に運ぶ、海外で売る】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度から平成 31 年度の 3 年間で新型航空保冷コンテナの開発、実証評価、改良を実施。 ・港湾におけるリーファーコンテナ用の電源供給設備等の整備を促進。 <p>【輸出の手間を省く、障壁を下げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が連携の上、戦略的に交渉に対応し、相手国における規制等の緩和・撤廃に取り組む。 ・日本発の食品安全管理規格（JFS）のセクターの拡大、新たなガイドラインの策定、既存の規格、ガイドラインがより使いやすいものとなるよう改訂の実施を支援。また、GFSI 承認取得や ASEAN 事務局を通じた、ODA 事業による国際的な活用の拡大に向け支援。 ・食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・HACCP に沿った衛生管理の制度化に基づく取組の推進。 ・GAP 取組・認証拡大推進交付金等により、指導員の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を実施。 ・我が国発の GAP 認証の国際規格化については、平成 30 年末から平成 31 年はじめの GFSI 承認を目指し民間団体の取組への支援を継続して実施する。併せて、ASEAN 事務局に調整員を派遣し、アジアにおける日本発 GAP 認証の認知度向上の取組を推進。 ・GI の海外との相互保護に向けた取組の推進。 ・日EU・EPA において地理的表示を相互に高いレベルで保護するとされたことを踏まえ、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の改正を行う。また、GI 登録名称等の海外における不正使用に対する調査・監視に加え、平成 30 年度から侵害対策や外国への GI 登録申請について支援。 ・海外での品種登録に関する支援に加え、平成 30 年度から海外における権利侵害への対応について支援。
府省庁名	農林水産省、復興庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	②国産農水産物の輸入品からのシェア獲得、和食・和の文化の次世代継承と国内外への発信、学校給食、地産地消、食育等を通じた国内需要の増大、新たな国内需要に対応した農林水産物・食品の生産・開発・普及
関連する目標	○学校給食での国産農林水産物の使用割合を 2020 年度までに 80%に向上 ○今後 10 年間で加工・業務用野菜の出荷量を 5 割増加
目標の進捗状況	○学校給食での国産農林水産物の使用割合 76.8% (2012 年度実績) → 75.2% (2016 年度実績) ○加工・業務用野菜の出荷量 82 万 t (2008 年度実績) → 99 万 t (2016 年度実績) (目標 : 133 万 t (2020 年度))
施策の実施状況	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 (国内継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代への和食文化の保護・継承のため、子供のために食習慣を見直すことに抵抗の少ないライフステージにある子育て世代や子育て世代と接する機会の多い行政栄養士等を対象とした和食文化に関するワークショップ等を実施。和食文化への理解を深める取組を推進。 ・次世代を担う子供達を対象とした「和食」継承活動を推進。 <p>(海外発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・①総理や大臣の出張等の機会に合わせたトップセールス、②海外日本食レストランや海外料理学校との連携、③メディア等を活用した情報発信等により、日本食・食文化の魅力を PR。 ・海外の日本食レストラン等に対するアドバイスを行う日本料理関係者等を「日本食普及の親善大使」として任命し、日本食・食文化をより広く普及。平成 30 年度までに国内外 100 名程度となる目標に対し、平成 29 年度までに 75 名が任命。 ・海外で日本料理を学びたい人に研修等を行う民間の取組を後押しするための「日本料理の調理技能認定制度」や、約 11 万 8 千店にまで増加している海外日本食レストラン等を輸出促進の拠点として活用していくための「日本産食材サポーター店認定制度」を推進。 ・農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化、景観等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を農林水産大臣が認定 (28 年度 5 地域、29 年度 10 地域) し、「SAVOR JAPAN」というブランドとして農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組を推進。 ・飲食店等におけるインバウンド対応を促進するため、飲食店等を対象としたセミナーを全国 9 か所で実施。また、「インバウンド対応ガイドブック」を作成し、都道府県や業界団体等を通じての関係者への配付や農林水産省ホームページ掲載により、取組を推進。 <p>【学校等施設給食における国産食材の安定的な生産・供給システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校等施設給食をはじめとした地産地消の取組を促進するための専門的な人材の育成派遣を支援。 <p>【国産農林水産物の消費拡大】</p>

- ・民間事業者・団体（10,192社・団体（平成30年3月末））や、消費者、国が一体となって、国産農林水産物の利用促進や魅力を発信するフード・アクション・ニッポン等の取組を推進。
- ・東京丸の内周辺で、生産者と消費者が直接触れ合い、各地域の農産物等を購入することができるジャパンハーヴェスト丸の内農園を開催し、10万人以上が来場。

【食育の推進】

- ・第3次食育推進基本計画（平成28年3月）に基づき、地域の関係者が連携して取り組む地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供などの食育活動等を推進。
- ・平成29年に学習指導要領の改訂を行い、食育について、体育科（保健体育科）、家庭科（技術・家庭科）及び特別活動はもとより、それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。
- ・平成29年度より、家庭や地域の生産者等と連携して学校における食育を推進するモデル事業として「つながる食育推進事業」を実施。

【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】

- ・産地と外食産業等との連携により、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援。

【医福食農連携の推進】

- ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示する新しい仕組みであるスマイルケア食の普及を研修会や教育ツール等の作成支援等により推進。現在の商品数は青マーク（栄養補給食品）が110、黄マーク（そしゃく配慮食品）が2、赤マーク（嚥下困難者用食品）が9（H30.4現在）。
- ・機能性表示食品制度等を利用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりに関する取組や制度活用ノウハウ等の情報提供等の促進。
- ・平成29年度は、「知」の集積と活用による革新的技術創造促進事業により、日本食と健康の関係にかかる研究開発を開始。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において農産物・水産物の機能性に関する研究を推進。
- ・「機能性表示食品制度に対応した生鮮食品の品質安定化技術の確立」等の実証研究を推進。
- ・「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」（平成28～32年度）において、機能性表示の可能性を有する地域農産物の発掘とエビデンス取得、機能性を高めるための栽培・加工技術の開発等に向けた研究開発を推進。
- ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「次世代機能性農林水産物・食品の開発」（平成26～30年度）において、高齢化社会を見据え、脳機能活性化、身体ロコモーション機能維持に効果にある次世代機能性農林水産物・食品の開発を推進中。
- ・事業者の責任において科学的根拠をもとに機能性の表示ができる機

能性表示食品制度を施行（平成 27 年 4 月 1 日）。

【薬用作物の産地化】

- ・薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業により、薬用作物の産地化を指向する生産者と漢方薬メーカー等の実需者とのマッチングを進めるため、全国 8 地域で地域説明会や、地域相談会の開催、事前相談窓口の設置を実施。これらの取組により、平成 29 年 3 月末までに 363 団体・個人がマッチングに参加し、このうち 36 団体・個人で試験的な栽培等を開始。
- ・また、地域の栽培技術の確立に向けて、全国 7 地域において都道府県の普及指導員等を対象とした栽培技術研修を開催。
- ・さらに、地域に適した薬用作物の選定や、優良種苗の安定供給に向けた実証ほ場の設置、省力化のための農業機械の改良等の地域の取組を支援し、平成 29 年度までに全国 76 地区で実施。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

- ・新しい園芸産地づくり支援事業のうち加工・業務用野菜生産基盤強化事業により、加工・業務用野菜への転換を推進する産地を対象に、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を支援し、平成 29 年度までに全国 127 地区で実施。
- ・また、新しい園芸産地づくり支援事業のうち青果物流通システム高度化事業により、トラック輸送から鉄道輸送への輸送手段の切替等青果物流通の合理化・効率化に向けた新たな輸送システムの導入実証を支援し、平成 29 年度までに全国 12 地区で実施。
- ・加えて、国産野菜の契約取引を推進するため、平成 29 年度は、東京及び大阪会場において、生産・流通・加工・販売等の関係者が参加するマッチングフェアを開催（（独）農畜産業振興機構及び野菜流通カット協議会が主催し、農林水産省が後援。）

【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】

- ・「果樹農業振興基本方針」（平成 27 年 4 月 27 日策定）に基づき、平成 28 年度から果樹農業好循環形成総合対策事業により、農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換や小規模園地整備、加工用果実の安定生産に向けた作柄安定技術の導入等を支援。また、平成 29 年度は、農地中間管理機構による面的な改植、担い手への園地集約を推進。

【有機農産物の生産拡大】

- ・平成 29 年度は、環境保全型農業直接支払による有機農業への支援（29 年度支援面積（見込）：14,593ha（前年比 101%））や、オーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業による有機農産物の生産者と実需者のマッチング（全国 2 箇所）、地域における供給拡大に向けた検討会の開催や栽培技術の実証等（16 地区）を実施。
- ・国際認証取得拡大緊急支援事業（平成 29 年度補正予算）により、農業者等による有機 J A S 認証取得のために必要な取組を支援。

【国産花きの振興】

- ・「花きの振興に関する法律」（平成 26 年 12 月 1 日施行）や「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」（平成 27 年 4 月 10

	<p>日公表)の理念の実現に向け、平成29年度においても「国産花きイノベーション推進事業」により、低温パッキング等によるコールドチェーンの構築、日持ち保証販売の普及、指導者向け花育研修の取組等を支援。</p>
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【国内外への日本食・食文化発信】 (国内継承)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・和食文化を次世代に継承していくための取組として、子どものために食習慣を見直すことに抵抗が少ない層(子育て世代)子どもたちに和食普及活動を展開。 <p>(海外発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップセールスや大型イベント等と連携した日本食の海外発信等従来の取組に加えて、輸出に取り組んだことのない生産者のサポートや海外のニーズ調査等を行う「日本産食材サプライチェーンプラットフォーム」の推進。 ・「ジャポニスム2018」等の機会も活用しつつ、外務省等の関係省庁等と連携して日本産品の魅力を海外に発信。 ・「日本料理の調理技能認定」の認定者数目標を平成30年度末までに1,000人以上、「日本産食材サポーター店認定制度」のサポーター店数目標を3,000店舗以上を目指す。 ・「日本食普及の親善大使」の任命者数目標を平成30年度までに国内外計100名程度とし、日本食普及イベントで活躍いただく、日本食・食文化の魅力の海外発信を多様なルートで強化。 ・東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会も活用しつつ、外務省等関係省庁等と連携して日本食・食文化の魅力海外に発信。 ・農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンドを一体的に推進。 ・飲食店等におけるインバウンド対応を促進するため、これまでに作成した「インバウンド対応ガイドブック」の普及を促進。 <p>【学校等施設給食における国産食材の安定的な生産・供給システムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の農林水産物の学校等施設給食への安定供給システムを構築するなど、地産地消の取組を更に推進。 <p>【国産農林水産物の消費拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国産農林水産物の利用促進や魅力を消費者等に発信するフード・アクション・ニッポン等の取組等を通じて国産農林水産物の消費拡大を推進。 ・首都圏で、生産者と消費者が直接触れ合い、各地域の農産物等を購入することができるイベントを開催。 <p>【食育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3次食育推進基本計画に掲げられた目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む地域食文化の継承、農林漁業体験機会の提供などの食育活動を支援。 ・平成29年に改訂した学習指導要領に基づき、食育について、体育科(保健体育科)、家庭科(技術・家庭科)及び特別活動はもとより、

それ以外の各教科等でもそれぞれの特質に応じて適切に行うこととし、学校の教育活動全体を通じて食育を推進。

- ・平成 30 年度も、引き続き、家庭や地域の生産者等と連携して学校における食育を推進するモデル事業として「つながる食育推進事業」を実施。

【外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大】

- ・引き続き、外食産業等と連携した国産農林水産物の需要拡大対策を推進。

【医福食農連携の推進】

- ・介護食品の普及については、平成 30 年度、平成 29 年度予算で作成した教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を推進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働き掛けを実施。
- ・今後も次世代ヘルスケア産業協議会、次世代医療 ICT 基盤協議会において関係省庁と連携し、医福食農連携の取組を推進。
- ・機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食材を活用したメニュー開発等食の健康都市づくりに関する取組や、制度活用ノウハウを普及するセミナーの開催等の情報提供等の促進。

【農林水産物・加工食品の機能性】

- ・「「知」の集積と活用場によるイノベーション創出推進事業」、「地域の農林水産物・食品の機能性発掘のための研究開発」、SIP「次世代機能性農林水産物・食品の開発」において研究開発を推進するとともに、農林水産物の生産現場における機能性表示食品制度の活用を推進。

【薬用作物の産地化】

- ・平成 30 年度は、茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業を措置し、これまでの取組に加え、地域の栽培技術の確立のための技術アドバイザーの派遣や未収益期間を有する薬用作物の新植を支援するなど、薬用作物の産地化や既存産地の生産拡大に向けた生産体制の強化や需要創出の取組を推進。

【加工・業務用野菜の生産流通体制の強化】

- ・実需者ニーズに対応した野菜の生産拡大を実現するため、水田地帯において水稲から野菜等園芸作物への転換を図り、新たにまとまった規模の園芸産地の育成を推進。
- ・加工・業務用野菜の輸入品からのシェア奪還に向け、加工・業務用野菜の安定生産に必要な作柄安定技術の導入を推進。
- ・加工・業務用野菜のサプライチェーンの構築や、加工・業務用野菜の生産を加速化するための新技術・機械化の導入等を推進。
- ・青果物流通の高度化を実現するため、生産者、流通事業者、実需者等が連携し、トラック輸送の高度化や新たな船舶輸送体制の構築等の低コストで安定した輸送技術・方式の導入等を推進。
- ・生産から加工・販売まで垂直連携を加速化するため、産地、中間事業者、食品製造事業者等関係者のマッチングの場の提供等による安定供給体制の構築と国産シェアの確保を推進。

	<p>【果実の優良品種等への転換、原料用果実の低コスト生産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地中間管理機構の活用等による優良品目・品種への転換や小規模園地整備、加工用果実の安定生産に向けた作柄安定技術の導入等の従来からの取組を支援するとともに、平成30年度からは、急傾斜地から平場等への移動改植、ICT等の導入等による省力化・低コスト化技術を活用した生産性向上による産地の構造改革を推進。 <p>【有機農産物の生産拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境保全型農業直接支払やオーガニック・エコ農産物安定供給体制構築事業（平成30年度予算）等により有機農業の拡大を着実に推進。 <p>【国産花きの振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「花きの振興に関する法律」や「花き産業及び花きの文化の振興に関する基本方針」の理念の実現に向け、平成30年度は、ニーズに合致した品目・品種の導入や栽培周期の短縮等による低コスト栽培体系の構築、産地と加工業者・市場関係者等広域連携による加工流通の取組等を支援。 ・平成31年4月～10月に開催される中国・北京国際園芸博覧会に政府出展し、多様で高品質な日本産花きの情報を発信することにより、輸出の拡大を促進。 ・「花きの振興に関する法律」に基づく種苗法の特例を活用し、新品種の開発を支援。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、文部科学省、厚生労働省

政策の展開方向	1. 国内外の需要を取り込むための輸出促進、地産地消、食育等の推進
展開する施策	③国内外の需要の取り込みの前提となる食の安全と消費者の信頼の確保
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品の安全性を向上させるため、これまでの調査結果等から人の健康に悪影響を及ぼす可能性が無視できないと判断した有害化学物質・微生物について、安全性向上対策を策定・普及。 ・生産者・事業者と連携し、農畜産物や食品中のカドミウム、かび毒、アクリルアミド等の有害化学物質やカンピロバクター等の有害微生物の汚染防止・低減に向けた取組を生産・製造現場に普及。 ・優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物を対象として、生産現場等で利用可能な汚染防止・低減技術や検出技術を開発。 ・食品中の有害化学物質・微生物汚染実態を調査し、リスク管理の優先度の検討やリスク管理措置の検証に活用するとともに、その調査結果を国内消費者向けに積極的に情報発信するほか、国際機関に提供し、国際会議において我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 ・生産資材については、農薬の有効成分及び不純物について組成を定めて管理する仕組みの導入のほか、生産資材安全確保対策事業を措置し、生産資材に含まれる有害物質の調査・試験や分析・試験法の開発等を実施。 ・薬剤耐性（AMR）対策については、平成28年4月に策定した国家行動計画を踏まえ、食品安全委員会が人の健康に影響を及ぼすおそれがあると評価したコリスチンの飼料添加物としての指定取消しの決定、水産用抗菌剤の購入に魚類防疫員等の専門家の関与を必要とする新たな仕組みの導入、養殖魚や愛玩動物の全国的なモニタリング調査の開始等を実施。 <p>【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭などによる検査の強化等により、円滑で確実な水際対策を実施。 ・国内植物防疫については、植物防疫官の派遣、ジャガイモシロシストセンチュウ等の根絶又はまん延防止の取組を実施。 ・国内家畜防疫については、生産性向上のための慢性疾病対策の強化、都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築を行い、我が国の家畜防疫体制を強化。疾病の侵入防止については、乳製品の輸出入検疫を開始。また、2016年度に引き続き、G7農業大臣会合宣言に基づき、G7首席獣医官会合を行い、高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病への協力推進を確認。 ・家畜の伝染病の国内侵入とまん延を防止するための管理技術及び薬剤耐性対策に対応した家畜疾病防除技術を開発中。 <p>【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導體制の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなど

	<p>同法の普及啓発を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案について、課徴金制度の運用も含め同法に基づき、厳正に対処。 <p>【食品表示法に基づく食品表示制度の適切な運用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品表示に係る不適正表示に対して、食品表示法等の関係法令に基づき厳正に執行。 <p>【輸出検疫体制の整備、各種認証の取得支援とともに国際的に通用する規格の策定と国際規格化を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本貿易振興機構（JETRO）ホームページ内に設置したポータルサイトにおいて、規制・制度情報等を更新し周知。 ・平成 29 年 9 月、日本発の食品安全管理規格（JFS）について、国際的に通用する JFS-C 規格・認証スキーム（カテゴリ EIV）の GFSI（世界食品安全イニシアチブ）への承認申請を支援。また、モデル実証事業により、得られた知見をシンポジウム等で発信し、普及の推進を支援。 ・GAP の実施及び認証取得の拡大に向けて、GAP 指導員の育成や認証審査費用の補助等を実施。 ・我が国発の GAP 認証の国際規格化に向けて、官民連携した GFSI への承認申請（H29.11）等の取組を支援。 ・平成 30 年 3 月、日本で初の開催となった「GFSI 世界食品安全会議 2018」に、農林水産大臣が出席。国内外 52 か国、1,200 人が集まり、日本発の JFS 及び ASIAGAP の国際規格化に向けた気運を醸成。 <p>【検疫協議の戦略的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 5 月に策定した「農林水産業の輸出力強化戦略」に即し、内閣官房に「輸出規制等対応チーム」を設置。省庁横断で相手国との動植物検疫協議を実施し、台湾及びマレーシア向け牛肉の輸出解禁、米国向けかきの輸出解禁など、29 年度中に 5 か国 7 件の解禁・緩和を実現。 <p>【食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会での対策実施に向けて、事業者向けガイドラインを策定。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【生産から流通にわたる有害化学物質・微生物のリスク管理を推進、生産資材の安全を確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者と連携した低減技術の効果の検討結果や調査研究の成果を踏まえて汚染防止・低減のための指針等を策定・普及するとともに、最新の科学的知見や汚染実態調査の結果をもとに指針等を改訂するなど、食品安全確保の取組を強化。取組により得た科学的知見の提供等を通じ、引き続き、我が国の実態を反映させた食品安全に関する国際基準や規範の策定に貢献。 ・引き続き、優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質・微生物等を対象として、生産現場等で利用可能な検出技術や汚染防止・低減技術を開発。 ・食用精製油脂中の 3-MCPD 脂肪酸エステル類及びグリシドール脂肪酸

エステル類の管理技術の開発、実効性の高いコメ中無機ヒ素の低減技術の開発、海洋生物毒を生成する藻類の探索・分離と毒性成分の分析法の開発、カンピロバクターやサルモネラの生産段階における実行性の高い低減対策の開発等を実施。

- ・引き続き、国内外に対し、食品安全に関する情報を積極的に発信。
- ・生産資材については、我が国の実態を反映させた国際標準に準拠するとともに、その安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。具体的には、肥料の品質管理に利用可能な分析法の充実、農薬に関する再評価制度の導入及び安全性に関する審査の充実のほか、より効果的かつ効率的に飼料の安全を確保するため、引き続き、事業者によるGMP（適正製造規範）の導入を推進。また、薬剤耐性対策については、国家行動計画を踏まえ、抗菌剤の代替となるワクチンや飼料添加物の実用化促進、家畜、養殖水産動物及び愛玩動物におけるモニタリング調査等の取組を引き続き実施するとともに、生産現場における抗菌剤の慎重な使用の取組を推進するため獣医師、生産者等に対する研修を実施し、薬剤耐性対策を推進。

【家畜の伝染性疾病や農作物の病害虫の侵入・まん延を防止】

- ・平成30年度は、家畜・植物防疫官の増員や動植物検疫探知犬の増頭等による検査体制の強化を図るとともに、動植物検疫について、諸外国の疾病・病害虫の発生状況を踏まえ、効果的な水際検疫や携帯品の病原体・害虫付着状況のモニタリングを実施。
- ・国内植物防疫については、テンサイシストセンチュウ等の防除を推進するとともに、ICT技術を活用した迅速・効率的な発生予察へ向けた取組及び防除技術の高度化等の取組を実施。
- ・国内家畜防疫については、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、BSEの防疫指針の見直し、慢性疾病対策の推進、都道府県における病性鑑定の精度管理体制の構築等を引き続き進め、我が国の家畜防疫体制を強化。
- ・高病原性鳥インフルエンザ等の越境性動物疾病の我が国への侵入リスクを低減させるため、近隣諸国との連携強化とともに、日中韓等東アジア地域シンポジウム等を通じて衛生情報の共有等を推進。
- ・引き続き、家畜の伝染病の国内侵入とまん延を防止するための管理技術及び薬剤耐性問題に対応した家畜疾病防除技術を開発。

【食品表示等のルールの明確化と遵守の徹底、不当表示に関する国及び地方の行政の監視指導體制の強化】

- ・引き続き、事業者団体等への景品表示法に関する説明会に講師を派遣するなどして、同法の普及啓発を実施。
- ・引き続き、消費者の自主的かつ合理的な選択を妨げるような不当表示に該当する行為が行われていた事案に接した場合には、課徴金制度の運用も含め、同法に基づき、厳正に対処。

【食品表示法に基づく食品表示制度の適切な運用】

- ・食品表示に係る不適正表示に対して、引き続き、関係府省庁や都道府県等との連携の下、新たに加工食品の原料原産地制度が導入された食品表示法等の関連法令に基づき厳正に執行。

【輸出検疫体制の整備、各種認証の取得支援とともに国際的に通用す

	<p>る規格の策定と国際規格化を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ J E T R O ホームページに設置したポータルサイトにおいて、引き続き、規制・制度情報等を周知。 ・ 日本発の食品安全管理規格（J F S）のセクターの拡大、新たなガイドラインの策定、既存の規格、ガイドラインがより使いやすいものとなるよう改訂の実施を支援。また、G F S I 承認取得や A S E A N 事務局を通じた、O D A 事業による国際的な活用の拡大に向け支援。 ・ G A P 取組・認証拡大推進交付金等により、指導員の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を実施。 ・ 我が国発の G A P 認証の国際規格化については、平成 30 年末から平成 31 年はじめの G F S I 承認を目指し民間団体の取組への支援を継続して実施する。併せて、A S E A N 事務局に調整員を派遣し、アジアにおける日本発 G A P 認証の認知度向上の取組を推進。 ・ 食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・ H A C C P に沿った衛生管理の制度化に基づく取組を推進。 <p>【検疫協議の戦略的な実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「農林水産業の輸出力強化戦略」に即し、産地等の意見を踏まえつつ、早期の解禁等に向けた動植物検疫協議を戦略的に実施。 ・ 植物検疫については、協議を迅速化するため、①産地で取り組みやすく相手国にとっても受け入れやすい汎用性の高い植物検疫措置の確立・実証、②植物検疫条件の協議に必要な全国の重要病害虫の発生状況調査を引き続き実施。 ・ 我が国の輸出に有利な国際的検疫処理基準を確立するため、相手国が侵入を警戒する病害虫の殺虫効果に関するデータを蓄積して検疫処理技術を確立し、国際機関と連携の下、本技術の国際基準化を新たに推進。 <p>【食品事業者等による「食品防御」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において食事提供を行う事業者等に対し、食品防御についての助言・指導を実施。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、財務省、厚生労働省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	①農林漁業成長産業化ファンド（A-FIVE）出資案件の形成促進
関連する目標	2020年までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加
目標の進捗状況	4.7兆円（2013年度）→5.1兆円（2014年度）→5.5兆円（2015年度）→6.3兆円（2016年度） ※「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月31日閣議決定）の見直しの議論の中で、新たな6次産業化の市場規模として、今後成長が見込める7分野（加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消（施設給食等）、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー）を整理。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林漁業成長産業化ファンドの活用に係るガイドライン」を平成26年10月10日に策定・公表。 ・農林漁業成長産業化ファンド活用における農林漁業者やパートナー企業の出資負担の軽減を図るため、従来、50%を上限としていたサブファンドの出資割合の引き上げが可能となるよう、平成26年10月10日に支援基準（大臣告示）を改正。 ・ファンド活用を促進していくための措置として、6次産業化に取り組む農林漁業者等の国内外での販路開拓等を支援する事業者を農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の出資対象に新たに追加するよう、平成28年5月16日に支援基準（大臣告示）の見直しを実施。 ・「日本再興戦略2016」を踏まえ、農業法人等に対する直接的な支援を可能とするため、平成29年5月31日に支援基準の見直しを実施。 ・ファンドの出資決定は累計129件、114.8億円（平成30年4月13日現在。事業再編支援を含む。）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業成長産業化ファンドの更なる出資拡大を図るため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①A-FIVEによる直接出資を更に活用した大型・優良案件への支援の推進 ②各地方農政局等による地域ネットワークを生かした案件発掘 ③日本政策金融公庫と連携し多様なファイナンススキームの提供
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	②農商工連携、医福食農連携等の6次産業化、地理的表示保護制度の導入、異分野融合研究の推進
関連する目標	○2020年度までに6次産業化の市場規模を10兆円に増加 ○地域の資源と資金を活用し、雇用の創出や農山漁村等の活性化につながる10,000程度のプロジェクトを立ち上げ
目標の進捗状況	○6次産業化の市場規模 4.7兆円(2013年度)→5.1兆円(2014年度)→5.5兆円(2015年度)→6.3兆円(2016年度) ※「食料・農業・農村基本計画」(平成27年3月31日閣議決定)において、今後成長が見込める7分野(加工・直売、輸出、都市と農山漁村の交流、医福食農連携、地産地消(施設給食等)、ICT活用・流通、バイオマス・再生可能エネルギー)を整理。 ○雇用の創出や農山漁村等の活性化につながるプロジェクトの立ち上げ地域の資源と資金を活用した雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援するため、地域経済循環創造事業交付金を357事業に交付見込み(平成30年3月現在)。 (全国約8割(1,493)の市区町村が創業支援事業計画の策定に取り組んでおり、これまでに1,379市区町村を認定済。)
施策の実施状況	【6次産業化・農商工連携】 ・六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画は、これまでに2,352件を認定済(平成30年4月27日時点)。 ・農商工等連携促進法に基づく農商工等連携計画は、これまでに777件を認定済(平成30年4月4日時点)。 ・農林水産省と経済産業省が共催して、平成29年度に全国9か所において「6次産業化・農商工連携フォーラム」を開催し、6次産業化と農商工連携の更なる取組の推進を図った。 ・6次産業化に取り組む農業法人等に対し、農林漁業成長産業化支援機構(A-FIVE)による直接的出資を可能とする仕組みを導入。 【医福食農連携】 ・介護食品の普及については、介護食品市場の拡大を図るため、介護食品を「青」「黄」「赤」のマークで表示する新しい仕組みであるスマイルケア食の普及を研修会や教育ツール等の作成支援等により推進。現在の商品数は青マーク(栄養補給食品)が110、黄マーク(そしゃく配慮食品)が2、赤マーク(嚥下困難者用食品)が9(H30.4現在)。 ・健康に着目した食市場の開拓については、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食の健康都市づくりに関する取組や制度活用ノウハウ等の情報提供等の促進。 【農観連携】 ・農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化、景観等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を農林水産大臣が認定(平成28年度5地域、平成29年度10地域)。「SAVOR JAPAN」というブランドとして農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組を推進。

- ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット 2017(主催：日本政府観光局 (JNTO))の一環として行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊実施地域を組み込み、地域の魅力をアピール。

【ローカル 10,000 プロジェクト】

- ・創業支援事業計画に基づき、農林水産物等の地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型企業の立ち上げを支援する「ローカル 10,000 プロジェクト」を推進。

【都市農業】

- ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。
 - ①農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援
 - ②都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出
 - ③近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援
 - ④現場から情報発信するための広報活動の支援
 - ⑤防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援
- ・都市農業振興基本法（平成 27 年 4 月 22 日施行）に基づき、都市農業振興基本計画を策定（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）。
- ・生産緑地地区の面積要件の緩和等を含む都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 15 日、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和。
- ・平成 30 年度税制改正大綱（平成 29 年 12 月 22 日閣議決定）において、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案に基づく貸付けについて、同法律案の施行を条件に相続税納税猶予が継続するよう措置。第 196 回通常国会に、同法律案を提出。

【地理的表示保護制度】

- ・平成 30 年 4 月現在、62 産品を地理的表示（GI）として登録。
- ・GI 制度の流通・販売、外食事業者、消費者への認知度向上のため、「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を作成、公表（平成 29 年 7 月）。
- ・GI 申請を検討している生産者等を対象とした「地理的表示保護制度登録申請マニュアル」を作成、公表（平成 30 年 3 月）。

【異分野融合研究の推進】

- ・農林水産・食品産業と異分野との連携により知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に導く新たな産学官連携研究の仕組みである「知」の集積と活用において、革新的な研究開発を推進。
- ・異分野融合発展研究において、セルロースナノファイバー等の農林水産・食品産業への活用に向けた研究開発及び日本食の評価等に関する研究開発を開始。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【6次産業化・農商工連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優良事例の取組過程におけるつまづき要因を分析、見える化することにより、6次産業化・農商工連携に取り組む事業者の課題解決を支援するとともに、当該取組を志向する事業者の裾野を拡大。 <p>【医福食農連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護食品の普及については、平成30年度、平成29年度予算で作成した教育ツール等を利用してスマイルケア食の普及を推進するとともに、更なる商品数の増加に向け事業者等へ働きかけを実施。 ・健康に着目した食市場の開拓については、平成30年度、機能性表示食品制度等を活用して健康関連の食市場を開拓するため、地域の食材を活用したメニュー開発等食の健康都市づくりに関する取組、制度活用ノウハウを普及するセミナーの開催等の情報提供等の促進。 <p>【農観連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンドを一体的に推進。 ・歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース等を通じ、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進。 <p>【ローカル10,000プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ローカル10,000プロジェクト」の更なる推進により、地域密着型企业を全国各地で立ち上げ、地域経済の好循環を拡大。 <p>【都市農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律案の成立後、農林水産省と国土交通省等が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の貸借の円滑化を図りつつ、その保全及び有効活用のための取組を推進。 <p>【地理的表示保護制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、GI登録申請についての支援、GI制度の普及推進を行うとともに、平成30年度からは海外における侵害対策や外国へのGI登録申請についても支援。 <p>【異分野融合研究の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案公募型の研究開発において、革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用場による取組を重点的に推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省</p>

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	③次世代施設園芸等の生産・流通システムの高度化の推進
関連する目標	次世代施設園芸拠点整備地区において化石燃料使用を5年間で3割削減
目標の進捗状況	<p>—</p> <p>※次世代施設園芸拠点については、平成25年度から順次整備を実施し、平成28年度末までに全ての拠点（全国10拠点）の整備が完了したところ。目標の進捗状況の評価に当たっては、各拠点の取組内容及び進捗を踏まえて総合的に行うことが適当であるため、現時点で評価を行うことは困難。</p>
施策の実施状況	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度においては、「革新的技術開発・緊急展開事業」により、人工知能（AI）やIoT等の活用による熟練農業者のノウハウの「見える化」のシステム等の構築や、ICTを活用した高度な生産管理やロボット農機などの生産農業現場における実証研究を推進するとともに、規模拡大や低コスト化に向けたロボット技術やICTを活用した省力化・自動化などの新たな生産体系の研究開発等を実施。 平成28年度から、「農林水産業におけるロボット技術安全性確保策検討事業」により、ロボット技術の安全性の検証やルール作りを実施。 ほ場内やほ場周辺から監視しながら農業機械（ロボット農機）を無人で自動走行させる技術の実用化を見据え、安全性確保のためにメーカーや使用者が順守すべき事項等を定めた「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン（平成29年3月策定）」を新たな技術に対応するため平成30年3月に改訂。 データを活用した農業の実現に向けて、農業データ連携基盤の構築を進めており、平成29年8月には、様々な分野から農業データ連携基盤を活用した取組への参画を促進するため、農業データ連携基盤協議会（WAGRI）が設立され、同年12月にはプロトタイプを構築し、試験運用を開始。 <p>【スマート農業による効率的な農業経営の実証】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から平成28年度まで、ICTを活用したスマート農業導入実証事業を措置し、既に実用化されている環境情報を蓄積・分析するセンサーや農作業・経営管理を支援するシステムの導入等によって、地域の農産物の高品質化・高付加価値化を図り、輸出を見据える取組を実証。 <p>【産学の英知を結集した革新的な技術体系の実証研究を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の競争力強化につなげるため、地域戦略に基づき、先端技術を組み合わせた、生産現場における革新的技術体系の実証研究普及を支援（平成27年度から実施）。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代施設園芸拠点については、平成29年3月までに、全国10か所で整備が完了。平成29年度は、次世代施設園芸への転換に必要な技術を習得するための実証・研修を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備と次世代施設園芸のノウハウの分析・情報発信を支援。

	<p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネによるコスト削減に向けた収益力強化対策として施設園芸における省エネ設備導入を支援するとともに、ヒートポンプを活用した営農改善事例集を作成・公表（平成 29 年 8 月）。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 3 月に農林水産研究基本計画を策定し、今後 10 年程度を見据えた研究開発の重点目標等を定め、戦略的に研究開発を推進。 ・温暖化対応については、平成 28 年度より開始した委託プロジェクト研究「農林水産分野における気候変動対応のための研究開発」により、気候変動への適応技術の開発を推進。 <p>【「知」の集積】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産・食品産業と異分野との連携により知識・技術・アイデアを導入し、商品化・事業化に導く新たな産学官連携研究の仕組みである「知」の集積と活用の場の取組を推進。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【スマート農業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した高度な生産管理やロボット農機などの生産農業現場における実証研究に取り組み、これまでに開発された先進技術の実用化を推進するとともに、人工知能（AI）・IoT等の活用により、収穫ロボットの高度化などの全く新しい技術体系を創造するための研究開発等に取り組む。 ・日本再興戦略 2016 に記載された、遠隔監視による無人走行システムの 2020 年までの実現に向けて、必要な技術開発や生産現場での実証等に取り組む。 ・データを活用した農業を進めるため、農業データ連携基盤の平成 31 年 4 月の本格的稼働に向けて、運営体制を構築するとともに、課金システムやセキュリティ確保等の必要な機能の開発・実装、さらには提供データを充実させるために、公的機関等の保有するデータのオープンデータ化に取り組む。 ・国、研究機関、民間企業、農業者の活力を結集し、現場ニーズを踏まえながら、オープンイノベーション、産学連携等を進め、AI、IoT、センシング技術、ロボット、ドローン等の先端技術の研究開発から、モデル農場における体系的な一貫通貫の技術実証、速やかな現場への普及までを総合的に推進する。 <p>【次世代施設園芸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設園芸産地の生産性向上と規模拡大に必要な技術を習得するための実証・研修を支援するとともに、次世代型大規模園芸施設の整備や次世代施設園芸のノウハウの分析・情報発信を支援。 <p>【省エネ設備導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネ設備導入を支援するとともに、省エネルギー生産管理のためのマニュアルの充実を図る。 <p>【技術戦略の策定・実行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託プロジェクト研究により、引き続き、温室効果ガス削減技術や気候変動適応技術等の開発の推進を図る。 <p>【「知」の集積】</p>

	・ 提案公募型の研究開発において、革新性をより高めてイノベーションの創出を目指す観点から、「知」の集積と活用による取組を重点的に推進
府省庁名	農林水産省、総務省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	④新品種・新技術の開発・普及及び知的財産の総合的な活用
関連する目標	2016年度までに新たに「強み」のある農畜産物を100以上創出
目標の進捗状況	123（産地化事業により形成された産地50地区とマッチング等の取組やその他の新たに形成された産地73地区の合計）
施策の実施状況	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・品質やブランドなど強みのある農畜産物を生み出すため、新たな品種の導入、技術確立、ブランド化等の実需者と連携した「強み」のある産地形成（57地区）のほか、コンソーシアムの形成に向けたマッチング等の取組（140地区）等をこれまでに展開。 ・品種等の提供を行うデータベースをより使い勝手のよいシステムとなるよう改良を行うとともに、品種育成機関から実需者に直接品種の特長をPRする「品種マッチングミーティング」を2回開催するなど、農作物品種の活用促進につながる取組を推進。 ・「農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業」において、育種対応型を措置し、実需者等のニーズを的確に反映させた品種育成を、実需者と研究機関等が一体となったコンソーシアムにおいて推進。平成29年度は3課題を採択。 ・委託プロジェクト研究において、平成25年度から、育種期間を短縮できる「DNAマーカー育種」の利用を推進するためのDNAマーカーの開発、従来の育種法では対応が難しい形質の導入を可能とする新たな育種技術の開発、遺伝資源をゲノム育種で効率的・効果的に活用するための有用遺伝子を効率的に発掘・創出する技術の開発を推進。また、平成26年度から実需者等のニーズに応じた品種の育成及び業務・加工用品種の栽培法の開発を推進。さらに、平成27年度より、花きについて、日持ち性等の基盤的形質を改良した品種、夏場の低コスト安定生産技術、品質保持期間延長技術の開発を推進。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（H26～30）において、果樹等の早期開花技術の実用化、日本独自のゲノム編集技術の開発、画期的な農水産物作出及びこれら農水産物を早期に実用化する科学的知見の集積と社会受容の形成等の研究を推進。 ・平成30年4月現在、62産品を地理的表示（GI）として登録。 ・GI制度の流通・販売、外食事業者、消費者への認知度向上のため、「広告、インターネット販売、外食業等におけるGIマークの使用に関するガイドライン」を作成、公表（平成29年7月）。 ・GIの申請を検討している生産者等を対象とした「地理的表示保護制度登録申請マニュアル」を作成、公表（平成30年3月）。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化等に対応しつつ、「攻めの農林水産業」に資する強みのある農産物の品種開発のため、その育種素材となる多様な植物遺伝資源を海外から円滑に導入するための2国間共同研究協定をベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ネパールの5か国と締結。各国のジーンバンク等に所蔵されている遺伝資源の特性情報の解明等を行うことにより、国内の民間種苗会社等がそれら遺伝資源にアクセスできるネットワークを整備中。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【新品種・新技術】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、マーケットイン発想で品種や技術を活かした「強み」のある農林水産物づくりを推進。 ・引き続き、「知」の集積と活用によるイノベーション創出推進事業」、「ゲノム情報を活用した農産物の次世代生産基盤技術の開発プロジェクト」、「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「国産花きの国際競争力強化のための技術開発」、S I P「次世代農林水産業創造技術」において品種・技術の開発・普及を推進。 ・引き続き、G I 登録申請についての支援、G I 制度の普及推進を行う。 <p>【植物遺伝資源ネットワーク構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、2 国間共同研究によって、植物遺伝資源の調査や収集を行うとともに、順次、その結果を民間事業者等へ公開し、アジア地域の植物遺伝資源を相互利用できるアジア植物遺伝資源 (PGRAsia) ネットワークを構築することで、実需者ニーズに対応した新品種開発を支援。
<p>主担当部局課</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑤農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギーに係る取組の拡大・深化
関連する目標	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組を2018年度に全国100地区で実現 ○2018年までに約100地区でバイオマス産業都市を構築
目標の進捗状況	○再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組 32件(平成27年度)→71件(平成29年12月末) ○バイオマス産業都市 52市町村(平成27年度)→79市町村(平成29年度)
施策の実施状況	<p>【小水力、バイオマス発電等の再生可能エネルギーの導入促進と地産地消の推進等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村再生可能エネルギー法(平成26年5月1日施行)に基づき、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた形での再生可能エネルギー発電の導入を促進するとともに、平成29年度は、再生可能エネルギー発電の事業構想から運転開始に至るまでに必要な様々な手続・取組、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要となる様々な手続や取組、バイオマスを活用した産業化、農業水利施設を活用した小水力発電、木質バイオマスのエネルギー利用等を支援。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年12月末における同法の活用状況としては、市町村による基本計画作成済み44件、基本計画作成中21件、基本計画作成を検討中25件、基本計画作成に関心あり203件。 ・平成29年度は、発電の事業構想から運転開始に至るまでの様々な手続・取組への支援を7地区、農山漁村における再生可能エネルギーの地産地消の導入までに必要となる様々な手続や取組への支援を4地区で実施。 ・これらの取組の結果、平成29年度は、再生可能エネルギー発電のメリットを活用して地域の農林水産業の発展を図る取組が平成29年12月末までに14件新たに開始。また、7府省共同で11市町村を新たにバイオマス産業都市に選定。 ・さらに、バイオマス産業都市に選定された地域における構想の実現化に必要な施設整備の支援を5件実施。 <p>【食品リサイクルループの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は、食品廃棄物のバイオガス化により再生可能エネルギー創出と農産物の高付加価値化を同時に推進する新たな食品リサイクルループの構築のための計画づくり、メタン消化液の農業利用、肥料の認証等のための活動を支援。 <p>【自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援。平成29年度は、新たに4団体でマスタープランを策定。 ・引き続き、マスタープラン策定の取組を全国に広げるとともに、地域エネルギーの事業化に向けて、マスタープラン策定団体に対する、関係省庁タスクフォースによる支援機能を充実強化。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>・食料・農業・農村基本計画（平成27年3月31日閣議決定）において、総合的かつ計画的に講ずべき施策として「農村における地域が主体となった再生可能エネルギーの生産・利用」及び「バイオマスを基軸とする新たな産業の振興」を位置づけたところであり、引き続き、関係府省の連携の下、関連施策を推進。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省</p>

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑥食品ロス削減の推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別企業等では解決が困難な商慣習等の見直しについて、納品期限を緩和する取組品目や取組企業の拡大に向けた実証を実施。併せて、平成29年5月に卸売業者と小売業者の団体に対する通知を发出。 ・ 飲食店等における「食べ残し」対策に取り組むに当たっての留意事項を平成29年5月に公表。 ・ 食品ロス削減のための消費者理解を促進するため、全国の小売事業者や地方自治体等が活用可能な啓発資料を作成。また、家庭における食品ロスの削減に資する取組を検証する事業を実施。 ・ 学校給食の提供過程で発生する食品ロスの削減や給食の残さを再生利用するなどのモデル事業を実施。 ・ 食品ロスを削減することを目的とした自治体間ネットワーク「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、第1回食品ロス削減全国大会を開催するとともに、「食べきり運動」の普及・啓発等を実施。 ・ 生産・流通・消費等の過程で発生する未利用食品を必要としている人や施設に提供するフードバンク活動について、食品企業からの信頼性向上に向けた衛生管理講習会等を全国6都市で計7回開催。 ・ 地方公共団体等の災害備蓄食料の更新に当たり、フードバンクへの提供を行うなど、有効活用に向け、地方自治体に対して、備蓄食料の有効活用について検討するよう通知で依頼。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(平成27年7月)に基づき、食品ロス削減を含め食品リサイクルの促進に向けた取組を推進。 ・ 消費者基本計画工程表(平成29年6月)に基づき、食品ロス削減国民運動を推進。 ・ 第4次循環型社会形成推進基本計画等において食品ロスの削減目標を定め、食品ロス削減に係る対策を推進。
府省庁名	農林水産省、消費者庁、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	2. 6次産業化等の推進
展開する施策	⑦企業を含む地域の関係者と連携した畜産クラスターの構築支援、6次産業化・輸出促進のための生乳取引の多様化等による酪農家の創意工夫に応える環境整備
関連する目標	酪農について、2020年までに6次産業化の取組件数を500件に倍増
目標の進捗状況	303件(2016年4月末) → 307件(2017年4月末)
施策の実施状況	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産クラスターについては、全国825地区(平成29年6月時点)で地域の関係者と連携した取組が行われており、うち95地区では外食事業者や食品加工業者が参画。また、107地区では6次産業化への取組を課題の1つとしている。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度は、「飼料増産総合対策事業」により、全国で1,000ha以上の草地改良の取組が行われるとともに、18地区でエコフィードの生産拡大の取組が進められるなど、国産飼料の生産拡大及び生産コスト低減の取組を支援。 平成27年度より開始した委託プロジェクト研究において、栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産・利用技術等の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生産者が出荷先等を自由に選べる環境の下、創意工夫をしつつ所得を増大させていくため、加工原料乳生産者補給金等の交付対象となる事業者の範囲を拡大し、需給状況に応じた乳製品の安定供給の確保等を図るため、改正された畜産経営の安定に関する法律が平成30年4月1日に施行。 <p>【性判別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への性判別精液・受精卵の支援及びICT等を活用した飼養管理の高度化を支援。同事業において、性判別精液約9.5万本(平成29年度実績)を導入。 畜産・酪農生産力強化対策事業を措置するとともに、酪農経営体生産性向上事業(平成30年度当初予算)において、新たに乳用後継牛預託施設の機器整備等を支援することとし、育成牛の受入体制の強化を図る取組を推進。 平成27年度より委託プロジェクト研究において、牛の分娩後の繁殖機能の回復を早期に判定する技術、家畜の生涯生産性向上のための育種手法の開発等を推進。
今後の施策の展開方向	<p>【畜産クラスター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外食事業者や食品加工業者等の関係者と畜産農家とが連携した地域の課題解決への取組を推進。 <p>【飼料の生産拡大、エコフィード活用、技術開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各種飼料対策については、「飼料増産総合対策事業」を適切に実施。 委託プロジェクト研究等により栄養収量の高い国産飼料の低コスト生産利用技術や牧草生産の省力化技術の開発を推進。 <p>【酪農に係る新商品開発、取引多様化、施設設置規制の緩和等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を通じて、生乳取引等の一層の

	<p>多様化を推進。</p> <p>【性判別精液の利用、乳用種雌子牛の確保等による収益性の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 性判別技術・公共牧場等を活用した自家生産の取組強化や預託育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進。 ・ 委託プロジェクト研究「畜産・酪農の生産力強化のための技術開発」により技術開発を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	①農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等
関連する目標	2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立
目標の進捗状況	48.7% (H25) → 50.3% (H26) → 52.3% (H27) → 54.0% (H28) → 55.2% (H29) ※担い手によって利用される農地面積の集計対象は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農経営、市町村基本構想の水準到達者
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担い手の農地利用面積（農地中間管理機構（機構）以外によるものを含む。）は、平成29年度は4.1万ha増加（うち機構の転貸によるものは1.7万ha）。 ・ 機構については、前年度よりその取扱面積の増加が若干伸び、平成29年度は4.3万ha（機構の累積転貸面積：14.2万ha（H28）→18.5万ha（H29））。 ・ 農林水産業・地域の活力創造本部（平成29年5月23日）で確認された機構事業を加速化させるための方策の実施状況は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業委員会改革と連動した地域の推進体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに地域での農地利用最適化の推進役として任命される農地利用最適化推進委員の増員。 (H28：3,732名→H29：14,898名→H30：20,700名予定) ・ 農業委員会組織と機構の連携について、県・機構・県ネットワーク機構の3者合同で統一的な活動方針を共有するキックオフ会議を47都道府県で開催。 ②土地改良法改正を踏まえた基盤整備との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地整備事業の予算の優先配分の比率は増加。 (予算額ベース：5割（H28）→6割（H29）→7割予定（H30）) ・ 改正された土地改良法（平成29年9月25日施行）に基づき、機構が借り受けた農地について、都道府県の判断により、農業者の申請・同意・費用負担によらず、基盤整備を実施できる農地中間管理機構関連農地整備事業を創設。 ③機構事業の手続の煩雑さの解消など5年後見直しに向けた検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成29年度を通して、都道府県や機構、市町村、担い手等と機構事業の改善点に関する意見交換等を実施。その中で、すぐに対応できるものとして、農用地利用配分計画の添付書類の簡素化について、農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則を改正。平成30年7月1日付けで施行予定。 ④所有者不明土地問題についての政府全体としての検討の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第196回通常国会に、共有者の一部が不明である農地を機構に簡易な手続で最長20年間貸し付けることを可能とする農業経営基盤強化促進法等の改正案を提出。平成30年5月11日付けで成立（公布の日から6月以内に施行予定）。

<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 35 年の目標（担い手のシェア 8 割）の達成に向けて、更なる加速化が必要。このため、 <ul style="list-style-type: none"> ①平成 29 年度の土地改良法改正により創設された農家負担のない農地整備事業や、第 196 回通常国会で成立した改正農業経営基盤強化促進法により措置された所有者不明農地対策など、機構に関連して創設された制度の本格的な活用を進める。 ②また、農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後 5 年後見直しの検討の中で、 <ul style="list-style-type: none"> ・煩雑で時間が掛かると言われている機構の手続の見直し ・機構以外の農地集積手法の見直し <p>等を進める。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）、内閣府（地創）</p>

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの低減
展開する施策	②多様な担い手の育成・確保（法人経営、大規模家族経営、集落営農、新規就農、企業の農業参入）
関連する目標	○2023年までに、法人経営体数を5万法人に増加 ○新規就農し定着する農業者を倍増し、2023年に40代以下の農業従事者を40万人に拡大
目標の進捗状況	○法人経営体数 12,511（平成22年） → 21,800（平成29年） ※平成29年農業構造動態調査により推計 ○40代以下の農業就業者数 31.1万人（平成25年） → 31.8万人（平成28年） ※「農林業センサス」、「新規就農者調査」により推計
施策の実施状況	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度まで各都道府県に法人化推進体制を整備し、研修等の実施を通じて農業経営の法人化を推進。平成30年度からは法人化に限らず、規模拡大や円滑な経営継承などの多様な経営課題に対応するため、県レベルに農業系団体のみならず、商工系団体などの機関・団体が連携する経営相談体制の整備に着手。 集落営農等については法人化に要する経費等を支援。 <p>【農業経営の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業経営の安定と質の向上に資するよう、経済界人材を農業法人等で活用する人材マッチングの体制を整備。併せて、農業法人が人材採用を検討する際のチェックシートを作成・周知。 <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、 <ol style="list-style-type: none"> ①「農の雇用事業」について、平成29年度採択分から過去に受け入れた研修生の定着率を考慮して採択の可否を判断する仕組み等を導入し、平成30年度採択分からは経営体に求める過去の定着率の引き上げを実施。 ②「農業次世代人材投資資金」について、平成29年度採択分から、新規就農者ごとのサポート体制を整備し、平成30年度は自ら生計を確保する必要があるなど支援の必要性が高い者を優先的に採択。 ③農業の「働き方改革」検討会を開催し、農業経営者による生産性の向上と人に優しい環境作りなどの「働き方改革」の取組が広がるよう経営者向けガイド等を取りまとめ。 <p>【商工業とともに農業を営む事業者への信用保証制度の適用】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国家戦略特別区域で商工業とともに農業を営む事業者の事業資金の調達について、信用保証協会による保証の対象とする「国家戦略特別区域農業保証制度」を創設。新潟県新潟市で平成27年1月から、兵庫県養父市で同年2月から、愛知県常滑市で平成28年4月（平成29年9月から愛知県全域に対象拡大）からそれぞれ運用が開始。平成30年3月末までの保証承諾実績は、新潟市で22件・193百万円、養父市で12件・113百万円、愛知県で2件・88百万円。

<p>今後の施策の展開 方向</p>	<p>【農業経営の法人化の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、経営相談体制を整備し、法人化などの農業経営者の相談内容に応じた専門家からなる支援チームが伴走支援しながら、経営改善する取組を支援。 ・経営相談等をした集落営農等が法人化する取組等に重点化して支援。 <p>【農業経営の質の向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、人材マッチングの体制、農業法人が人材採用を検討する際のチェックシートについて周知。 <p>【新規就農者の確保・育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年秋に交付終了者の経営状況を調査するなどにより、事業の検証・見直し等を行いながら、次世代を担う農業者の育成を推進。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（地創）、経済産業省</p>

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	③女性農業経営者の能力の積極的な活用（農業女子プロジェクト、ビジネス発展支援等）
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業との連携による、女性が現場で使いやすい耕うん機、快適に農作業ができるアンダーウェア等新たな商品やサービスの開発等を通じ、女性農業者の活躍を発信。 (平成30年5月現在 参画企業35社、教育機関5校、農業女子メンバー677名) <p>【女性農業者の発展支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度は、輝く女性農業経営者育成事業において、経営力を備えた女性農業者の育成や、女性農業者の活躍推進に取り組む農業法人・農業経営体の認定・表彰、各地域での啓発セミナー等の開催により、女性が活躍する先進的な取組を全国に展開。 ・女性による活用が望まれる補助事業の周知徹底を図るほか、担い手や地域農業の在り方等を定めた「人・農地プラン」の検討に当たって、検討会のメンバーのおおむね3割以上は女性で構成することを要件とするなど、女性の参画を促進。 ・平成30年3月、女性農林漁業者向け「支援策活用ガイドブック」を作成。
今後の施策の展開方向	<p>【農業女子プロジェクト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物流等新たな分野の参画企業の開拓や、教育機関との連携による「未来の農業女子」を育む活動の展開等、プロジェクトの更なる活性化を推進するとともに、特に若い世代を意識した広報を展開し、認知度と関心の向上を目指す。 <p>【女性農業者の発展支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、女性が変える未来の農業推進事業等において、全国各地で女性の地域リーダーを育成するとともに、女性農業者が働きやすい職場環境・労働環境の整備を推進。 ・意欲ある女性農業者が事業を積極的に活用できるよう、SNSや女性農林漁業者向け「支援策活用ガイドブック」等の活用により周知。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	④高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等
関連する目標	○2023年度までに、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立 ○2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
目標の進捗状況	○担い手によって利用される農地の割合 48.7% (H25) →50.3% (H26) →52.3% (H27) →54.0% (H28) →55.2% (H29) ○担い手の米の生産コスト 全国平均：16,001円/60kg (2011年) →個別経営：10,900円/60kg (2016年) 組織法人経営：11,677円/60kg (2016年) (※目標：9,600円/60kg (2023年)) ※担い手の米の生産コストの集計対象 ①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層) ②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均水稲作付面積約22ha)
施策の実施状況	・高付加価値化・生産コスト削減に資する大区画化と、国土強靱化を踏まえた水利施設の整備等を実施する農業農村整備事業、農山漁村地域整備交付金、農地耕作条件改善事業、農業水路等長寿命化・防災減災事業を実施。 ・改正された土地改良法(平成29年9月25日施行)に基づき、農地中間管理機構が借り受けた農地について農業者の申請・同意・負担を求めない基盤整備事業や、土地改良施設の突発事故に対して農業者の申請・負担を求めず迅速な対応が可能となる事業を創設。
今後の施策の展開方向	・担い手への農地集積・集約化や生産コストの削減を確実に進めるとともに、地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現するため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化や畑地かんがい施設の整備を推進。 ・農業構造や営農形態の変化に対応した水管理の省力化や水利用の高度化を図るため、ICTや地下水位制御システム等の新たな技術の導入やパイプライン化等による新たな農業水利システムの構築を推進。 ・農業水利施設の老朽化が進行する中、将来にわたって施設機能の安定的な発揮を図るため、点検、機能診断及び監視を通じた適切なリスク管理の下での計画的かつ効率的な補修、更新等により、施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理を推進。 ・集中豪雨の増加や大規模地震の発生等、自然災害リスクの高まりに対応し、安定的な農業経営や安全・安心な暮らしを実現するため、「国土強靱化基本計画」等を踏まえ、農業水利施設等の耐震化・洪水被害防止対策と、ため池管理体制の構築による地域防災力の強化等のハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	3. 農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減
展開する施策	⑤経済界との連携等による、大規模経営に適合した省力栽培技術・品種の開発・導入、生産資材費の低減、先端モデル農業の確立等
関連する目標	2023年までに、資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手の米の生産コストを2011年全国平均比4割削減
目標の進捗状況	<p>全国平均：16,001円/60kg（2011年）</p> <p>→個別経営：10,900円/60kg（2016年）</p> <p>組織法人経営：11,677円/60kg（2016年）</p> <p>（※目標：9,600円/60kg（2023年））</p> <p>※担い手の米の生産コストの集計対象</p> <p>①個別経営：認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体（水稲作付面積15ha以上層）</p> <p>②組織法人経営：米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体（平均水稲作付面積約22ha）</p>
施策の実施状況	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託プロジェクト研究において、実需者等のニーズに応じた良食味と多収性を兼ね備えた業務用米品種等の栽培法の開発を推進中（H26～H30）。さらに平成27年度より、緑肥や堆肥等の有機質資材の活用により、生産物の収量及び品質を低下させることなく施肥及び土作りに要するコストを削減する技術等の開発を推進。 ・戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）に基づく「次世代農林水産業創造技術」（H26～30）においてマルチロボット作業システムによる労働コストを半減する超省力作業体系の開発を推進中。 ・米の生産コスト削減に向けて産地全体が連携して行う多収品種・直播技術の導入等の取組を支援。 ・輸出用米の生産に取り組む産地に対して、多収品種の活用等による低コスト生産を推進。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出に取り組む産地等における低コスト施肥体系の確立に資する取組や、複数農業者が広域で農業機械をシェアする取組を支援。 ・農作業の省力化・低コスト化を図り規模拡大等による農業経営の体質強化を促進するため、平成29年度において高速高精度汎用播種機等4機種を開発。 ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材を供給するため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①肥料については、指定配合肥料の要件の緩和、平成29年度に多品種少量生産の要因の一因となっている施肥基準の見直し開始 ②農薬については、平成29年4月から、果樹類において作物群での農薬登録を可能としたほか、農薬の製造方法の変更によるコスト削減等に資する農薬の有効成分及び不純物について組成を定めて管理する仕組みを導入 ③飼料については、安全性を確認した上で、飼料規制に係る省令等を改正し、未利用資源の飼料としての利用の推進 ④動物用医薬品については、海外試験データの受入れ、3府省での審議等の同時並行化等に加え、平成29年度においては、事業者が製造方法の変更を柔軟に行えるようにするなど承認審査プロセスの見直しをするとともに、ワクチンについて、より効率的な品質

	<p style="text-align: center;">管理制度への見直し（ロットごとの検査の絞り込み）</p> <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度から農業者と経済界との連携の下、コスト削減や生産性向上につながる先進的な技術や生産方式の実証を実施。平成 26～29 年度の 4 か年で合計 49 件のプロジェクトを採択。 ・全国の農業者や民間企業等を参集し、稲作に係る先進的な取組の紹介や意見交換を行う「稲作コスト低減シンポジウム」を開催。また、規模拡大等に対応した省力栽培技術について、技術の提案者と担い手農家とのマッチングを推進するワークショップの開催や産地への現地指導を支援。 <p>【底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 196 回通常国会に、農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、底地を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする農業経営基盤強化促進法等の改正案を提出。平成 30 年 5 月 11 日付けで成立（公布の日から 6 月以内に施行予定）。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【省力栽培技術及び多収性品種等の開発・導入】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、S I P「次世代農林水産業創造技術」、委託プロジェクト「広域・大規模生産に対応する業務・加工用作物品種の開発」、「水田作及び畑作における収益力向上のための技術開発」において技術開発を推進。 <p>【農業機械、肥料・飼料等の生産資材コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材を供給するため、以下の取組等を推進。 <ol style="list-style-type: none"> ①肥料については、引き続き施肥基準の見直しを促し、銘柄集約を推進するとともに、安価な国内未利用資源の肥料原料としての利用を拡大し、及び複雑な原材料表示等を簡素化 ②農薬については、省力的な防除体系の確立を推進し、商業生産されている全ての作物について、作物群での農薬登録も可能とする仕組みを順次導入し、地域特産作物にも使用可能な農薬を確保するとともに、農薬取締法の一部を改正する法律案が成立した場合、同法に基づき、ジェネリック農薬の登録申請を簡素化 ③飼料については、最新の科学的な知見を踏まえた見直し等により、食品でも使われるビタミンや遺伝子組換え技術を用いた飼料添加物の審査の簡素化 ④動物用医薬品については、ワクチンについて、より効率的な品質管理制度への見直し（重要疾病製剤の有効性に関する試験を除いた国の試験の廃止及び事業者の記録等を国で確認する新たな仕組みの導入） <p>【先進農業者と民間企業等の経済界との連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度においても新たなプロジェクトを採択し、I C T制御や高度なセンシング技術等の農業現場における実証を進めつつ、実証が終了したプロジェクトの成果普及に重点化し、更なる生産性向上や競争力強化につなげていく方針。

	<p>【底地を全面コンクリート張りした農業用ハウス等の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正された農業経営基盤強化促進法の施行に向けて施設の基準の策定や現場への制度の周知に取り組む。 ・既に農地を転用して該当する施設を設置した者については、実態やニーズを調査し、底地を全面コンクリート張りした場合であっても、農地転用に該当しないものとされたものと同様の扱いをする場合の課題や問題点について引き続き検討を行い、方向性について一定の結論を得る。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	4. 経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設
展開する施策	「制度設計の全体像」（平成 25 年 11 月 26 日農林水産業・地域の活力創造本部決定）（別紙 1）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>1. 米の直接支払交付金</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 30 年産から廃止 （激変緩和のための経過措置として、26 年産米から単価を 7,500 円/10a に削減した上で、29 年産までの時限措置（30 年産から廃止）としたところ。） <p>2. 日本型直接支払制度の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払及び環境保全型農業直接支払）について、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 27 年 4 月 1 日）に基づき、平成 27 年度以降実施。 平成 29 年度の各支払の実施状況（見込み）は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①多面的機能支払 平成 28 年度から 1 万 5 千 ha 増の 226 万 6 千 ha に取組面積が拡大。 ②中山間地域等直接支払 平成 28 年度から 2 千 ha 増の 66 万 3 千 ha に取組面積が拡大。 ③環境保全型農業直接支払 平成 28 年度から 5 千 ha 増の 9 万 0 千 ha に取組面積が拡大。 <p>3. 経営所得安定対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 畑作物の直接支払交付金（ゲタ）及び米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ）について、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 26 年 4 月 1 日施行。改正担い手経営安定法）に基づき、平成 27 年産から認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件を課さずに実施。 <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 食料・農業・農村基本計画（平成 27 年 3 月 31 日閣議決定）において、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物の生産拡大を位置付け。水田活用の直接支払交付金による支援等により、生産性を向上させ、本作化を推進。 《平成 29 年度の申請面積（平成 29 年 7 月末時点）》 麦：17.0 万 ha 大豆：11.8 万 ha 飼料作物：10.7 万 ha 新規需要米：14.0 万 ha（WCS:4.3、米粉用米:0.5、飼料用米:9.2） 加工用米：5.1 万 ha <p>5. 米政策改革</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年産をもって、行政による生産数量目標の配分を廃止。平成 30 年産以降においても、行政による生産数量目標の配分に頼らずとも、需要に応じた生産・販売が行えるよう、そのための環境整備として、 <ul style="list-style-type: none"> ①「米に関するマンスリーレポート」において、産地品種銘柄別の近年の需要実績、産地毎の事前契約比率や在庫比率、卸売業者から外食・中食ユーザーへ販売された価格及び産地品種銘柄の販売

	<p>や在庫の状況などきめ細かい情報提供の充実</p> <p>②麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の作物の生産を支援することによる水田のフル活用</p> <p>③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネットの構築</p> <p>④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援等を実施。</p> <p>6. 米価変動補填交付金 ・平成26年産から廃止。</p>
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>1. 米の直接支払交付金 —</p> <p>2. 日本型直接支払制度 ・引き続き、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える農地、水路、農道等の基礎的保全活動や質的向上を図る活動、条件不利地域における農業生産活動の継続及び自然環境の保全に資する農業生産活動を支援。</p> <p>3. 経営所得安定対策 ・改正担い手経営安定法に基づき、ゲタ対策及びナラシ対策について、引き続き、認定農業者、集落営農、認定新規就農者という「担い手」を対象に、規模要件は課さずに実施。</p> <p>4. 食料自給率・自給力の向上に向けた水田のフル活用 ・引き続き、飼料用米、麦、大豆等の戦略作物について、水田活用の直接支払交付金による支援とともに、飼料用米については、多収品種の導入、施設・機械の導入等の推進、麦、大豆については、加工適性、多収性を備えた新品種の開発・導入、排水対策等により、生産性を向上させ、本作化を推進。</p> <p>5. 米政策改革 ・農業経営者が自らの経営判断に基づき作物を選択できるよう、平成30年産以降においても、</p> <p>①「米に関するマンスリーレポート」において、産地品種銘柄別の近年の需要実績、産地毎の事前契約比率や在庫比率、卸売業者から外食・中食ユーザーへ販売された価格及び産地品種銘柄の販売や在庫の状況などきめ細かい情報提供の充実</p> <p>②麦、大豆、飼料用米等の主食用米以外の作物の生産を支援することによる水田のフル活用</p> <p>③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）や収入保険等のセーフティネットの構築</p> <p>④外食・中食向けへの対応の重要性の理解促進や実需者と産地とのマッチング支援等を引き続き実施。</p>
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省</p>

政策の展開方向	5. 農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進
展開する施策	「農協・農業委員会等に関する改革の推進について」（別紙2）参照
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の取組等を通じ、自己改革を促進。 <ul style="list-style-type: none"> ①農林水産関係団体との定期的意見交換（直近は平成30年1月に実施） ②農協・農業者を対象としたアンケート調査（平成29年7月に結果を公表） ③成果を出している農協の優良事例の収集、横展開（平成29年7月に事例集を公表） ④「農協との対話」（各農協の自己改革目標をベースに農協と農林水産省・都道府県が意見交換を行い、農協が自らの取組を再確認。これまで試行的に14道県14農協と実施） ⑤都道府県に対して毎年実施しているヒアリング ・組合員に事業利用を強制しないこと等の改革の趣旨を徹底するため、公正取引委員会と合同で説明会を実施（全国12か所で実施）。 ・全中監査から公認会計士監査への円滑な移行を図るため、農林水産省、金融庁、日本公認会計士協会及び全国農業協同組合中央会による4者協議の場を平成27年9月から随時開催するとともに、公認会計士監査の費用の調査を平成28年度から実施。 ・准組合員の事業利用について、改正した農業協同組合法（平成28年4月1日施行。改正農協法）に基づき、法施行日から5年間利用実態調査を実施。平成30年1月より、事業利用量を把握するためのマニュアル（平成28年度作成）に基づき調査を開始。 ・全農は、生産資材の買い方、農産物の売り方の見直しについて、農業競争力強化プログラム（平成28年11月29日農林水産省・地域の活力創造本部決定）に沿って作成した年次計画（平成29年3月28日）に基づき、取組を実施。平成30年3月には、その進捗状況を公表。 ・農林中金及び信連は、各農協に対し信用事業を巡る厳しい現状を説明。また、代理店方式の説明及び手数料水準の提示を全47都道府県域で実施。農林中金等は、各単位農協において、平成31年5月を目途に今後の信用事業の在り方についての検討を依頼。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに地域での農地利用最適化の推進役として任命される農地利用最適化推進委員の増員。（平成29年3月時点：3,732名 → 平成30年3月時点：14,898名） ・新制度に移行した農業委員会における委員の選任については指導等の結果、平成30年3月末時点で、全体の農業委員19,976名のうち、女性の農業委員は2,348名で、女性を任命している農業委員会は82.4%（平成29年3月時点81.3%）、50歳未満の農業委員は1,643名で、50歳未満の者を任命している農業委員会は62.4%（平成29年3月時点55.6%）と改善されるなど、女性の積極的な委員の任命と若返りを実現。 ・農地利用最適化交付金に関して、成果実績に応じた委員報酬の引上

	<p>げのための条例は平成 30 年 3 月末時点で、整備済み又は整備予定の市町村が 66.8%に達した（平成 29 年 1 月時点 5.2%）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地利用最適化推進委員の現場活動を促進するため、キックオフ会議の開催等を通じて、農地中間管理機構との連携、人・農地プランの話合いへの参加など最適化推進に向けた体制整備を促進。 ・また、優良推進委員による取組も発現したことから、推進委員の農地等利用の最適化活動に係る表彰の新設（平成 29 年度 3 名表彰）を実施し、推進委員の活動強化を支援。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【農協改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改革の進捗状況を的確に把握するとともに、改正農協法の趣旨に沿った改革が行われるよう指導していく。 ・公認会計士監査制度への円滑な移行及び准組合員の事業利用に関する規制の在り方について検討に資するため、平成 30 年度も調査を実施する。 ・全農の年次計画の進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。 <p>【農業委員会改革について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会改革の趣旨の徹底を図るとともに、農地中間管理機構との連携など農地利用の最適化に向けた現場活動が活発に行われるよう引き続き強く指導していく。
<p>府省庁名</p>	<p>農林水産省、内閣府（規制）</p>

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	①生産者の所得向上につながる生産資材価格形成の仕組みの見直し
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産資材価格の引下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るための農業競争力強化支援法が平成29年8月1日に施行。また、農業現場のニーズを的確に踏まえた農業機械の開発に向けた農業機械化促進法を廃止する等の法律や、民間ノウハウも活用した稲、麦、大豆の種子の供給体制を構築するための主要農作物種子法を廃止する法律が平成30年4月1日に施行。 ・農業競争力強化支援法に基づき、良質かつ低廉な農業資材を供給する観点から、農業資材業界の再編・参入の促進（事業再編計画認定件数：2件（肥料、飼料各1件）（平成30年4月末時点））や各種法規制等の見直し、農業資材の取引条件等の「見える化」等を推進。 ・第196回通常国会に、農薬の安全性の一層の向上と規制の合理化を進めるための農薬取締法の一部を改正する法律案を提出。 <p>【全農の生産資材の買い方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年3月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、平成30年3月、その進捗状況を公表。平成29年度の主な進捗は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①肥料：高度化成肥料等約400銘柄を17銘柄に絞り込み、入札により1～3割の価格引下げを実現。 ②農薬：担い手直送規格の取扱いを強化し、2～3割の価格引下げを実現。
今後の施策の展開方向	<p>【生産資材価格の引下げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、引き続き生産資材業界の再編・参入の促進等を進める。 ・農薬取締法の一部を改正する法律案が成立した場合、同法に基づき、再評価制度を導入するとともに、安全性に関する登録審査の充実やジェネリック農薬の申請の簡素化を図る。 ・また、肥料・飼料についても、安全性の一層の向上と規制の合理化を進める観点から見直しを行う。 ・輸出戦略上重要な種苗の海外流出の防止と新品種の開発を促進する観点から、種苗の流通を含めた適切な利用管理を進めるための方策や、品種登録制度の充実に向けた検討を行う。 <p>【全農の生産資材の買い方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全農の年次計画の進捗状況について、定期的にフォローアップを行う。
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会、経済産業省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	②生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通・加工の業界構造の確立
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラムに盛り込まれた施策の着実な実行を図るための農業競争力強化支援法が平成 29 年 8 月 1 日に施行。 ・同法に基づき、農産物流通等の合理化を図る観点から、流通・加工業界の再編を促進（6 件の事業再編計画を認定（平成 30 年 4 月末時点））。 ・生産者が多様な流通業者の取引条件等を比較し、有利な販売先を選択できる流通「見える化」サイトの活用方法を周知し、生産者、流通業者等のサイトへの登録を促進。 ・農産品物流対策関係省庁連絡会議の中間取りまとめ（平成 29 年 3 月）に基づき、農産品物流の改善に向けて、支援施策等の周知・啓発を行い、関係業界の取組を促進。 ・第 196 回通常国会において、新たな需要の開拓や付加価値の向上につながる食品流通構造を確立するための「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」を提出。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 3 月、全農が年次計画やそれに含まれる数値目標を公表し、平成 30 年 3 月、その進捗状況を公表。平成 29 年度の主な進捗は、以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ①米穀：直接販売計画 100 万トン、買取販売計画 30 万トンともに達成の見込み。 ②園芸：直接販売計画 3,200 億円をほぼ達成する見込み。 ③輸出：全体で 144 億円（対計画比 83%）。うちコメは 8.2 億円（対計画比 29%）となる見込み。
今後の施策の展開方向	<p>【生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラム及び農業競争力強化支援法に基づき、引き続き、流通・加工業界の再編を進めるとともに、生産者が安定取引を行うことができる流通・加工構造の確立に向けた施策を着実に実行。 ・流通「見える化」サイトの登録者数を増加させるとともに、登録者アンケートによる活用状況や改善要望等を踏まえた機能の改善を実施。 ・平成 30 年 3 月に農産品物流対策関係省庁連絡会議において取りまとめた「農産物の一貫パレチゼーションの実現方策について」に基づき、今後、関係業界の取組の促進等を実施。 ・第 196 回通常国会において、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案」が成立した場合、同法に基づき、卸売市場を含む食品流通の合理化及び生鮮食料品等の公正な取引環境の確保を進める。 <p>【全農の農産物の売り方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全農の年次計画の進捗状況について、定期的なフォローアップを行う。
府省庁名	農林水産省、内閣府、公正取引委員会、経済産業省、国土交通省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	③農政新時代に必要な人材力を強化するシステムの整備
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【農業教育システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省と農林水産省が連携して、農林水産高校における現場実習等を充実するため、平成 29 年 5 月に両省の連名通知（農林水産業を学ぶ高校生の就農・就業に向けた人材育成の方策の方向）を見直すとともに、専門的職業人の育成に向けて卓越した取組を行う学校を指定して先進的な実践研究を実施。 <p>【農業経営塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度から、営農しながら本格的に経営を学ぶ場として各地に「農業経営塾」を開講（平成 29 年度は 21 県にて開講）。 <p>【農業人材力強化総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う農業者の育成・定着を促進するため、 <ul style="list-style-type: none"> ①「農の雇用事業」について、平成 29 年度採択分から過去に受け入れた研修生の定着率を考慮して採択の可否を判断する仕組み等を導入し、平成 30 年度採択分からは経営体に求める過去の定着率の引き上げを実施。 ②「農業次世代人材投資資金」について、平成 29 年度採択分から、新規就農者ごとのサポート体制を整備し、平成 30 年度は自ら生計を確保する必要があるなど支援の必要性が高い者を優先的に採択。 ③農業の「働き方改革」検討会を開催し、農業経営者による生産性の向上と人に優しい環境作りなどの「働き方改革」の取組が広がるよう経営者向けガイド等を取りまとめ。 <p>【農業分野における外国人材の受入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正された国家戦略特別区域法（平成 29 年 9 月 22 日施行）に基づき、適正な管理体制の下、農業現場で即戦力となる外国人材を受け入れる「国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業」を創設。 ・平成 30 年 3 月に、京都府、新潟市及び愛知県において、本事業の実施に係る区域計画が認定。平成 30 年 4 月に愛知県、5 月に新潟市において、適正受入管理協議会を立ち上げ。 <p>【サポート技術・人材力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年 5 月に、土づくり専門家リストを農林水産省 HP に掲載し、平成 30 年 3 月末までの掲載者数は 712 名。 ・経営体強化プロジェクト「生物性を評価できる土壌分析・診断技術の開発および実証」を平成 29 年 4 月に開始（平成 31 年度まで実施予定）。 ・上記プロジェクトの実施内容について、土づくり専門家、都道府県普及指導員・研究機関等計約 280 名を対象に土づくりセミナーを平成 29 年 12 月に開催。 ・普及指導員に対する研修において、ICT 等の活用に関する研修を開催（キャリアステージに応じて、年間 5 回開催）。 ・農業者、普及指導員、JA 営農指導員等を対象としたスマート農業推進フォーラムを開催し、生産現場における ICT 導入事例や ICT

	<p>T企業等による最新技術の展示発表を実施。</p> <p>【産学官の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業競争力強化プログラムに基づき、農林水産省では現場実証型の技術開発を推進。 ・これを受け、平成30年度予算に「現場ニーズ対応型研究」を設定するとともに、省内各局庁の総力を結集して現場ニーズの把握から研究課題化、課題管理、研究成果の社会実装までを一気通貫して行う体制を整備。 ・また、「現場ニーズ対応型研究」の実施に向け、 <ol style="list-style-type: none"> ①平成29年夏より全国の担い手・農林漁業者等を直接訪問し、現場ニーズを収集。 ②全国説明会とともに、農林水産省HPを通じて意見を募集（意見総数460件）。 ③①、②の取組を通じ、合計23課題の研究課題を設定。 ・また、地域や分野ごとに形成した研究ネットワークにおいて、現場ニーズの把握や共同研究を実施。 ・熟練農業者のノウハウの「見える化」について、平成28年度補正予算で実施した事業により、17府県においてイチゴ、ブドウ等10品目以上で学習システム等を整備。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【農業教育システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校の実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関（専門職大学）への転換を推進。 ・農林水産高校における現場実習の充実等に向けた地域農林漁業者との連携など連名通知の趣旨を徹底するとともに、卓越した学校を指定して行う先進的な実践研究を推進。 <p>【農業経営塾】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規開講や既開講県における事業内容の改良・強化を推進。 <p>【農業人材力強化総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年秋に交付終了者の経営状況を調査するなどにより、事業の検証・見直し等を行いながら、次世代を担う農業者の育成を推進。 <p>【農業分野における外国人材の受入れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都府、新潟市及び愛知県において、適正受入管理協議会の設置、特定機関の選定等を行い、受入れに係る準備・手続を経て、平成30年度内に外国人材の受入れが開始される見込み。 ・現在の深刻な人手不足の状況に対応するため、専門的・技術的分野における外国人の受入れの制度の在り方について、真に必要な分野に着目しつつ、本年夏に方向性を示すべく検討中。 <p>【サポート技術・人材力の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土づくり専門家リストについて、さらに充実させるとともに、土づくり専門家の取組事例を収集・提供する。 ・土壌の生物性評価を含めた新たな土づくり技術の開発を支援し、平成30年度以降のマニュアル策定に向けた検討を実施。 ・多様な関係者・企業が参加するICT等先進技術フォーラムを各地で開催し、先進技術の利用者（農業者、普及指導員等）と提供者（I

	<p>CT企業等)が直接情報交換して理解を深めるマッチングを推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手が各々の経営に最適な技術を自信を持って選択できるように、現在リリースされているICTサービスの導入事例を調査し、経営改善効果を定量的に評価・分析する取組を推進(評価・分析結果は上記フォーラム等を通じて発信予定)。 <p>【産学官の連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林漁業者等のニーズを踏まえた明確な研究目標の下で実施する「現場ニーズ対応型研究」について、平成30年4月より研究開始。 ・引き続き、技術開発に関する現場ニーズを把握する活動を実施し、研究課題化につなげるなど現場実証型の技術開発を推進。 ・講演やイベント等の機会を活用して、熟練農業者のノウハウの「見える化」事業で構築した学習システム等の情報発信を行い、現場への普及を推進。
府省庁名	農林水産省、内閣府(規制)、文部科学省、厚生労働省、法務省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	④戦略的輸出体制の整備
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物輸出インフラ整備プログラムを踏まえ、検疫・食品規制等への対応、品質や鮮度保持への対応、積替えや再梱包の手間・コストの削減といった機能を重視し、施設整備等を実施。平成 28・29 年度補正予算を活用し、これまでに、24 か所の施設を整備済み（平成 30 年 5 月末時点）。 <p>【ソフト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年 1 月から日本食品海外プロモーションセンター（J F O O D O）において、7 つのテーマ（米粉、和牛、緑茶等）について戦略的プロモーションを実施。 ・農林物資の規格化等に関する法律を改正し（平成 30 年 4 月 1 日施行。J A S 法）、J A S の対象を、生産方法、サービス、試験方法等にも拡大。平成 30 年 3 月に 3 規格を新規制定。 ・原発事故に伴う輸入規制については、平成 29 年度には、サウジアラビアやトルコ等 6 か国が規制を撤廃したほか、ロシアや米国、E U 等が規制を緩和。 ・動植物検疫については、平成 29 年度には、台湾及びマレーシア向け牛肉の輸出解禁、米国向けかきの輸出解禁等 5 か国 7 件の輸出の条件緩和・解禁。 ・平成 29 年 9 月、日本発の食品安全管理規格（J F S）について、国際的に通用する J F S - C 規格・認証スキーム（カテゴリ E I V）の G F S I（世界食品安全イニシアチブ）への承認申請を支援。また、モデル実証事業により、得られた知見をシンポジウム等で発信し、普及の推進を支援。 ・G A P の実施及び認証取得の拡大に向けて、G A P 指導員の育成や認証審査費用の補助等を実施。 ・我が国発の G A P 認証の国際規格化に向けて、官民連携した G F S I への承認申請（平成 29 年 11 月）等の取組を支援。 ・平成 30 年 3 月、日本で初の開催となった「G F S I 世界食品安全会議 2018」に、農林水産大臣が出席。国内外 52 カ国、1, 200 人が集まり、日本発の J F S 及び A S I A G A P の国際規格化に向けた気運を醸成。 ・タイ、ベトナムと地理的表示（G I）分野での協力について合意。 ・日 E U ・ E P A において、その発効の日から E U 側 G I 71 産品、日本側 G I 48 産品を相互保護することを合意。 ・海外において日本産産物を保護するため、品種登録経費の支援や海外出願説明会・相談会を実施。
今後の施策の展開方向	<p>【ハード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、輸出に関わる施設整備を推進。 <p>【ソフト】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・J F O O D O において、ターゲットを明確にした戦略的な日本産品のマーケティングを継続・強化。 ・G I の海外との相互保護に向けた取組の推進。

	<ul style="list-style-type: none"> ・日EU・EPAにおいて地理的表示を相互に高いレベルで保護するとされたことを踏まえ、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」の改正を行う。また、GI登録名称等の海外における不正使用に対する調査・監視に加え、侵害対策や外国へのGI登録申請について支援。 ・海外での品種登録に関する支援に加え、平成30年度より海外における権利侵害への対応について支援。 ・日本発の食品安全管理規格（JFS）のセクターの拡大、新たなガイドラインの策定、既存の規格、ガイドラインがより使いやすいものとなるよう改訂の実施を支援。また、GFSI承認取得やASEAN事務局を通じた、ODA事業による国際的な活用の拡大に向け支援。 ・我が国の強みのアピールにつながるJASの制定と国際化を推進。 ・食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行を推進。 ・HACCPに沿った衛生管理の制度化に基づく取組の推進。 ・我が国発のGAP認証の国際規格化については、平成30年末から平成31年はじめのGFSI承認を目指し民間団体の取組への支援を継続して実施する。併せて、ASEAN事務局に調整員を派遣し、アジアにおける日本発GAP認証の認知度向上の取組を推進。 ・GAP取組・認証拡大推進交付金等により、指導員の育成、指導活動の推進、認証取得の補助等の取組の支援を実施。
府省庁名	農林水産省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、外務省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑤全ての加工食品への原料原産地表示の導入
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者庁と農林水産省は共同で、平成28年1月以降「加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」を開催し、同年11月、中間取りまとめを公表。具体的には、全ての加工食品を対象に原料原産地表示を導入することとし、製品に占める重量割合上位1位の原材料について、国別重量順表示を原則としつつ、実行可能な表示方法の仕組みを整備。 ・消費者、食品事業者等への周知を図るため、平成28年12月から29年1月までに全国9地区（計15回）で説明会を開催。 ・平成29年9月1日に加工食品の原料原産地表示制度に係る食品表示基準（内閣府令）を改正（平成34年3月末までの経過措置期間を措置）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・新制度の普及啓発資料の作成・配布をはじめとして、全国説明会の開催、政府広報の実施など、積極的に制度について消費者や事業者等への普及啓発を実施。
府省庁名	農林水産省、消費者庁

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑥チェックオフ導入の検討
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	・平成 29 年 3 月以降、養豚業界で立ち上げられた推進母体（養豚チェックオフ協議会）におけるスキーム等の検討が円滑に進められるよう、助言や情報提供を実施。
今後の施策の展開方向	・養豚チェックオフ協議会における関係者間の検討が円滑に進められるよう、引き続き、助言や情報提供等を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑦収入保険制度の導入
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業災害補償法の一部を改正する法律が平成 30 年 4 月 1 日に施行。また、同法について、平成 29 年 6 月の法案成立後、平成 30 年 1 月にかけて地域ブロック別、都道府県別に農業者等向けの説明会を実施。 ・ 平成 30 年 4 月に、収入保険の実施主体である全国農業共済組合連合会（全国連合会）が設立。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 31 年 1 月からの収入保険の開始に向けて、全国連合会等と連携し、システム整備等の準備、加入推進の取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑧真に必要な基盤整備を円滑に行うための土地改良制度の見直し
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された土地改良法（平成 29 年 9 月 25 日施行）に基づき、農地中間管理機構が借り入れた農地について農業者の申請・同意・負担を求めない基盤整備事業や、土地改良施設の突発事故に対して農業者の申請・負担を求めず迅速な対応が可能となる事業を創設。 ・第 196 回通常国会に、土地改良区の業務運営の適正化を図るための土地改良法の一部を改正する法律案を提出。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された土地改良法に基づく事業の実施により、農用地の利用集積及び防災・減災対策を推進。 ・土地改良区の在り方の見直しについては、法律案成立後、必要な準備・周知を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑨農村地域における農業者の就業構造改善の仕組み
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農村地域への導入を促進する産業の業種の全業種への拡大等を行うための「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」（改正農工法）が平成 29 年 7 月 24 日に施行（連携施策である地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法）についても同月に施行。）。 ・ 改正農工法に基づき、農村地域への産業の導入に関する基本方針を策定。 ・ 関係省庁が、山形県の基本計画について同意（平成 30 年 3 月）。 ・ 各種支援施策の積極的な活用を図るため、事業者・自治体等に対し、周知・相談対応を実施する相談窓口を地方農政局等に設置。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県に基本計画の策定を、市町村に実施計画の策定をそれぞれ促し、農村地域の雇用創出を推進。また、各種支援施策の積極的な活用が図られるよう、引き続き周知。
府省庁名	農林水産省、内閣府（地創）、経済産業省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑩飼料用米を推進するための取組
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【飼料用米の生産コスト低減】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水田活用の直接支払交付金等により、飼料用米の多収品種の導入等を支援（多収品種の導入割合 2014 年産：39%→2017 年産：50%）。 ・2016 年度に、多収栽培や作業の合理化など現場で取組可能な飼料用米の生産コスト低減策を取りまとめた「飼料用米生産コスト低減マニュアル」を作成し、地域の研修会等を通じて周知。 ・また、飼料用米生産農家の生産水準向上を推進するため、2016 年度から新たに「飼料用米多収日本一」表彰を開催し、生産技術の面から、先進的で他の模範となる経営体の成果を広く紹介。 <p>【飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を図る取組の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2016 年度から、米活用畜産物等ブランド化推進事業により、飼料用米を活用した畜産物の全国統一的なロゴマークの普及による PR や地域ごとのブランド化のための取組を支援し、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進。 ・また、飼料用米を活用した畜産物のブランド化の取組を全国に広げるため、2017 年度から新たに「飼料用米活用畜産物ブランド日本一コンテスト」表彰の開催を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、多収品種の導入、多収を実現する低コスト栽培技術の普及、先進的な経営体の取組紹介等により、生産コストの低減を推進。 ・また、米活用畜産物等ブランド化推進事業等により、飼料用米を活用した畜産物の高付加価値化を推進し、飼料用米の販売価格も向上。 ・これらにより、財政負担の抑制の観点も含め飼料用米生産の持続可能性の確保につながる理想的なサイクルを実現。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策 ⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策
関連する目標	-
目標の進捗状況	-
施策の実施状況	<p>⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策</p> <p>【肉用牛の生産基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）に「肉用牛・酪農重点化枠」を設けるなど、キャトルステーションの整備等を通じて生産工程の一部外部化や生産規模拡大等を支援。全国 469 地区（平成 29 年 6 月時点）で肉用牛を対象にした畜産クラスターの取組を実施。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への和牛受精卵移植の支援や、ICT等を活用した飼養管理の高度化を支援。同事業において、和牛受精卵約 3.4 万個（平成 29 年度実績）を導入。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業を措置するとともに、新たに繁殖肥育一貫経営等育成支援事業（平成 30 年度当初予算）を措置し、肉用牛繁殖肥育一貫経営の取組や地域内一貫生産の推進を支援。 <p>【酪農の生産基盤の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・畜産クラスター事業に「肉用牛・酪農重点化枠」を設けるなど、TMRセンターの整備や搾乳ロボットの導入等を通じて生産工程の一部外部化や生産規模拡大等を支援。全国 395 地区（平成 29 年 6 月時点）で酪農を対象にした畜産クラスターの取組を実施。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業により、畜産クラスター計画に基づく酪農家への性判別精液・受精卵の支援及びICT等を活用した飼養管理の高度化を支援。同事業において、性判別精液約 9.5 万本（平成 29 年度実績）を導入。 ・畜産・酪農生産力強化対策事業を措置するとともに、酪農経営体生産性向上事業（平成 30 年度当初予算）において、新たに乳用後継牛預託施設の機器整備等を支援することとし、育成牛の受入体制の強化を図る取組を推進。 ・強い農業づくり交付金のうち、集送乳合理化等推進整備事業により、クーラーステーションの再編整備による集送乳の合理化を支援。 <p>【自給飼料の増産】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業により、国産飼料の広域流通体制、公共牧場の活用拡大、日本型放牧等の取組を支援。全国 27 地区（平成 30 年 4 月時点）で取組を実施。 <p>⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常補填基金の借入金約 517 億円の平成 29 年度分の返済については、平成 29 年度末の通常補填基金残高を踏まえ今後返済予定。引き続き、補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促し、制度の安定的な運営を推進。 ・併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の安定を図るため、自給飼料の増産対策を推進。

今後の施策の展開
方向

⑪肉用牛・酪農の生産基盤の強化策

【肉用牛の生産基盤の強化】

繁殖雌牛の増頭や繁殖・肥育一貫経営の推進等を通じた生産性の向上により、肉用牛の安定供給を確保するため、以下の取組を推進。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上。

・地域的な規模拡大の推進・分業体制の構築

キャトルステーション（子牛育成受託施設）の活用等生産工程の一部外部化等による地域内分業体制を構築するとともに労働負担の軽減と生産性の向上を図り、中小家族経営を含めた地域全体での肉用子牛の生産規模拡大を推進。

・受精卵移植技術の活用拡大

乳用後継牛の確保に配慮しつつ、交雑種雌牛の一産取り肥育（交雑種雌牛の肥育前に和牛受精卵を移植）や乳用牛への受精卵移植技術の活用を進めることにより、和子牛生産の拡大を推進。

・ICT（情報通信技術）の活用等による省力化の推進

ICTを活用した発情発見装置や分娩監視装置、哺乳ロボット等の活用により分娩時の監視等の労働負担の軽減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進する。また、放牧や繁殖と肥育の一貫経営への移行により、コスト削減と生産性の向上を図り、生産規模拡大を推進。

【酪農の生産基盤の強化】

乳用後継牛の確保や生産性の向上により牛乳乳製品の安定供給を確保するため、以下の取組を推進。また、畜産クラスターの構築等により、効果的に地域の収益性を向上。

・乳用後継牛の確保・育成の推進

性判別技術・公共牧場等を活用した自家生産の取組や預託育成体制の構築等により、乳用後継牛の計画的な確保・育成を推進する。

・分業体制の構築・省力化の推進

コントラクターやTMRセンターの活用等生産工程の一部外部化による地域内分業体制を構築するとともに、搾乳ロボットの導入、ミルクパーラーの整備等により過重な労働負担の軽減を図る取組を実施。また、複数の農家が協業化法人を設立し、作業の効率化により生産規模拡大等を図る取組を推進。

・飼養管理の適正化

畜産技術者等の関係者で生産関連データを共有しながら、衛生管理、暑熱対策など、適切な飼養管理方法の普及・定着を図り、乳用牛の能力を最大限発揮。

・流通の効率化

中間コスト、物流コストの削減等生乳流通の効率化により、酪農家の所得向上を図る取組を実施。

【自給飼料の増産】

経営コストの4～5割程度を占める飼料費の低減が必要不可欠であり、都府県酪農における良質な粗飼料生産や乳用後継牛の育成・確保のための体制整備、労働力や飼料費の低減のための放牧の推進等、以下の総合的な国産飼料増産の取組を推進。

・耕畜連携の強化と国産飼料の広域流通体制の構築

土地条件等の制約等から自給飼料の生産拡大が困難な状況にある地

	<p>域に向けて、耕畜連携等により生産される国産飼料を供給する広域流通体制の構築を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共牧場の活用拡大と機能強化 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用が図られていない公共牧場の活用拡大と機能強化を推進。 ・日本型放牧モデルの推進 飼料の生産・給与や家畜排せつ物処理等の省力化が可能であり、生産コストの削減、牛の健康維持や繁殖能力の向上等にもつながる中山間の耕作放棄地等を活用した肉用牛の周年親子放牧や乳用牛の集約放牧等の日本型放牧を推進。 <p>⑫配合飼料価格安定制度の安定運営のための施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補填財源の確保及び借入金の計画的な返済を促すことにより、引き続き、制度の安定的な運営に努める。 ・併せて、輸入飼料に過度に依存しない畜産経営の確立を図るため、自給飼料の増産対策を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	6. 更なる農業の競争力強化のための改革
展開する施策	⑬牛乳・乳製品の生産・流通等の改革
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【加工原料乳生産者補給金制度の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 加工原料乳生産者補給金等の交付対象を拡大し、指定を受けた事業者に集送乳調整金を交付する等の措置を講じ、生乳等の需給の安定や酪農経営の安定を図るための「畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日に施行。 <p>【酪農関連産業の構造改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業競争力強化支援法の活用について、全国8か所で開催した乳業再編等ブロック会議などにより、都道府県、乳業者に対し周知。 平成29年度補正予算において「加工施設再編等緊急対策事業」により、国内での需要が見込まれる品目への製造ラインの転換を支援し、乳業工場の機能を強化。 <p>【国家貿易の運営方式の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> バターに係る小売店調査や定期的な実需者等との情報交換会等を実施することにより、需給情報を把握するとともに、輸入バターの売渡しについて最終消費までの計画を提出させることにより、流通実態を確認。 <p>【酪農家の「働き方改革」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度に措置した酪農経営体生産性向上緊急対策事業において、酪農家516戸が取り組み、代表的な省力化機械として、搾乳ロボット49台、自動給餌機77台を導入。
今後の施策の展開方向	<p>【加工原料乳生産者補給金制度の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、加工原料乳生産者補給金制度を適切に運用。 <p>【販売を行う農協等と乳業メーカーとの乳価交渉の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 改正された畜産経営の安定に関する法律に基づき、事業者が生乳等の販売数量、販売価格及び事業の実施に要した経費を生乳生産者へ明らかにするよう義務付け。 <p>【酪農関連産業の構造改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 強い農業づくり交付金のうち、乳業再編事業を引き続き活用するなどにより、中小乳業工場の再編の取組等を支援。 農業競争力強化支援法、乳業再編事業等を適切に活用し、事業者の再編の取組を後押しすることにより、酪農関連産業の構造改革に向けた施策を着実に実行。 <p>【国家貿易の運営方式の改革】</p> <ul style="list-style-type: none"> 引き続き適切に実施。 <p>【酪農家の「働き方改革」】</p> <ul style="list-style-type: none"> 酪農ヘルパーやコントラクター・TMRセンターの利用普及等、酪

	<p>農の外部化と併せて、酪農経営体生産性向上緊急対策事業を引き続き実施するとともに、「働き方改革」を加速化させるため、新たに酪農労働省力化推進施設等緊急整備対策事業（平成30年度ALIC事業）を開始することとし、酪農家の労働負担軽減・省力化に役立つ機器の導入等を支援。</p>
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制）、公正取引委員会

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	①農山漁村の人口減少等の社会的変化に対応した地域コミュニティ活性化の推進
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28)
施策の実施状況	<p>【①地域の共同活動の支援及び地域全体で担い手を支える体制の拡充・強化による地域コミュニティの活性化の支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティによる農地、農業用水、農道等の資源の基礎的な保全活動や質的向上を図る活動を支援（多面的機能支払）。平成29年度（見込み）は、平成28年度から1万5千ha増の226万6千haに取組面積が拡大。 ・中山間地域等における農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動の継続的な実施を支援（中山間地域等直接支払）。平成29年度（見込み）は、平成28年度から2千ha増の66万3千haに取組面積が拡大。 <p>【②生産基盤・生活関連施設の総合的な集約・再編、土地基盤の再編・整序化、基幹集落と周辺集落のネットワークの強化の支援とあわせて地域づくりへの意欲と感覚を有する人材の育成・活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金により、農山漁村が持つ豊かな地域資源を活用した観光・福祉・教育等と連携した取組や農山漁村への定住等を推進する取組を総合的に支援。 <p>【③条件不利地域等において農林水産業を中心とし、地域ぐるみの加工・販売等や他産業との連携を広げる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（山村活性化対策）により、山村振興法に基づく振興山村において、地域資源を活用した地域内発型の産業振興を通じて所得や雇用の増大を図る取組を支援（平成29年度は115地区を支援）。 <p>【④基幹集落を中心としたネットワーク化を推進し、地域住民が主体的に行う地域資源を活用した地場産業の振興、日用品の買物支援といった日常生活機能や定住環境の確保等の総合的な取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業により、過疎集落等を対象に、基幹集落を中心として複数の集落で構成される集落ネットワーク圏における日常生活支援機能の確保や地域産業の振興を図る取組を支援（平成29年度は29地区を支援）。 <p>【⑤地域活性化の担い手となる人材を確保し、その定住・定着を図る取組としての「地域おこし協力隊」の拡充等を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「地域おこし協力隊（総務省）」と「田舎で働き隊（農林水産省）」は、「地域おこし協力隊」に名称を統一。募集情報の一元化、合同研修の実施や相互の隊員間の交流促進を行うなど一体的に運用。平成29年度は全国997自治体で4,976名の地域おこし協力隊が活動（旧「田舎で働き隊」の隊員数（146名）含む。）。 ・全国サミットの開催、隊員への研修の充実、地域の受入体制の整備や隊員の起業を支援するためのモデル事業の実施等により、地方自

	<p>治体の自主的な取組を支援。</p> <p>【⑥「道の駅」における地域経済、福祉、観光、防災、文化等の「地域拠点機能の強化」とそれらの「ネットワーク化」の取組を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省は、「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツールと位置付け、優れた「道の駅」を関係機関と連携して重点支援する取組を実施する、重点「道の駅」制度を平成26年度に創設。創設時に選定した全国モデル「道の駅」6箇所、重点「道の駅」35箇所に加え、平成27年度は重点「道の駅」を38箇所選定。また、平成28年度からは、特定テーマを設定し、その観点で他の模範となる先進事例をモデル認定する取組を開始。平成28年度は、“住民サービス部門”6箇所を、平成29年度は“地域交通拠点部門”7箇所を認定。 ・高齢化が進行する中山間地域における人流・物流の確保のため、「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの平成32年度までの社会実装を目指し、平成29年度は全国13箇所の実証実験を実施。また、ビジネスモデルの更なる具体化に向けたフィージビリティスタディ(机上検討)を全国5箇所を実施。 <p>【⑦「小さな拠点」づくりと「ふるさと集落生活圏」の形成を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・『「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業』により、既存公共施設を活用した施設の再編・集約等による「小さな拠点」の形成を推進。 <p>【⑧地方バス路線、離島航路・航空路等の生活交通の確保・維持を図るとともに、バリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備の整備など快適で安全な公共交通の構築に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通活性化再生法(平成26年11月改正)による新たな枠組みの下、地方公共団体が中心となり、まちづくりや観光施策と連携し、持続可能な地域公共交通ネットワークを形成する取組を、ノウハウ面等により支援。 ・地域公共交通確保維持改善事業により、地域公共交通活性化再生法等を踏まえ、持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けた取組を支援。 <p>【⑨地域包括ケアシステムの構築の推進とともに、民間とも協働して家事援助、配食、食材配達など多様な主体による生活支援サービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援サービスの充実については、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として、地域に不足する生活支援サービスの創出等の基盤整備を推進。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農泊や農福連携を推進する取組を重点的に支援。【②、③】 ・「過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業(総務省)」、「「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業(国土交通省)」、「農山漁村振興交付金(農林水産省)」の実施に当たっては、これまでも「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、関係府省間での相談窓口一本化による事業実施地区の調整等を行ってきたところであり、事業主体が活動しやすくなるような方策等について、関係府省が連携して、引き続き検討。【②、③、④、⑦】

	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。【②、④、⑦】 ・「地域おこし協力隊」については、平成30年度において、全国サミットの開催、隊員への研修の充実、サポートデスク設置による相談体制の確保等により、地方自治体の自主的な取組を支援。【⑤】 ・生活支援サービスの充実については、引き続き、地域支援事業の包括的支援事業における社会保障の充実分として、地域に不足する生活支援サービスの創出などの基盤整備を推進。平成30年度より全市町村で実施。【⑨】
府省庁名	農林水産省、内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	②福祉、教育、観光、まちづくりと連携した都市と農山漁村の交流等の推進による魅力ある農山漁村づくり
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金等により、「子ども農山漁村交流プロジェクト」などの連携プロジェクトを実施（主に①～⑤、⑧）。 【①子ども農山漁村交流プロジェクト】 ・子ども農山漁村交流プロジェクトの推進を図るため農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験を推進（平成29年度までに全国185地区を支援）。 ・総務省、文部科学省、農林水産省及び環境省が連携し、送り側である学校や受入側である農山漁村の関係者を対象としたセミナー等を開催。 【②「農」と福祉の連携プロジェクト】 ・「農」と福祉の連携プロジェクトの推進を図るため、高齢者や障害者を対象とした福祉農園の開設・整備を促進（平成29年度は全国41地区を支援）。 ・農林水産省及び厚生労働省が連携し、農福連携推進フォーラム（H30.3）等を開催。また、農業分野における障害者就労促進を図るシンポジウムを全国で9回開催し、参加者相互の意見交換を実施。 【③空き家・廃校活用交流プロジェクト】 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）により、廃校を利用した施設（宿泊体験施設等）の整備を実施（平成29年度は全国2地区を支援）。 【④住民参加の下での交流農園や農林産物直売所等の整備を推進】 ・農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）により、交流農園や農林産物直売所等の交流施設を整備（平成29年度は全国56地区を支援）。 【⑤農観連携の推進協定に基づき、農山漁村の魅力と観光需要を結びつける取組を推進】 ・農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化、景観等の魅力で、訪日外国人を誘客する地域を農林水産大臣が認定（28年度5地域、29年度10地域）し、「SAVOR JAPAN」というブランドとして農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組を推進。 ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット2017（主催：日本政府観光局（JNTO））の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。 【⑥地域の資源を活用した「売れる」旅行商品の開発、継続して観光地域づくりに取り組む地域の担い手の育成、自立的経営への誘導によ

	<p>り、農山漁村における観光地域づくりをビジネスにつなげる取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源を活用した観光地魅力創造事業により、農山漁村を活用した観光地域づくり等の取組を支援（平成 29 年度は、例えば北海道帯広市において、トラクターの乗車体験や収穫体験等の旅行商品造成を支援。）。 <p>【⑦観光圏の整備等を通じ、観光客が農山漁村等を回遊し、地域の住民と観光客との交流を促進する滞在交流型観光を実現】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「観光地域ブランド確立支援事業」等において、他地域との差別化を図るためのブランド戦略の構築や、同戦略に基づいて行われるプログラムの実施に必要な事業を支援（例えば、新潟県・群馬県・長野県からなる雪国観光圏においては、雪国ならではの食文化を活かしたガストロノミーツーリズムを推進しており、平成 29 年度においては、山菜採りなど地元の食材を活かした旅行商品のマスメディアへのプロモーションを支援）。 <p>【⑧訪日外国人旅行者の受入れも含めたグリーン・ツーリズムを推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金により、グリーン・ツーリズムの取組を支援（平成 29 年度は全国 19 地区を支援）。 ・訪日外国人旅行者の受入れに向け、VISIT JAPAN トラベル&MICE マーケット 2017(主催：J N T O)の一環で行われた海外の旅行会社による視察旅行のコースに農泊地域を組み込み、地域の魅力をアピール。 <p>【⑨地域のエコツーリズムの取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコツーリズムを通じた地域の魅力向上として、エコツーリズムに取り組む地域の推進体制の整備、人材育成等を支援するエコツーリズム地域活性化支援事業を実施。 <p>【⑩国家戦略特区を活用し、農家レストランを農用地域内に設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国家戦略特区の特例は、東京圏（神奈川県 1 件）、関西圏（兵庫県 2 件設置予定）、新潟県新潟市（3 件。他 1 件設置予定）、沖縄県（1 件設置予定）、愛知県（2 件。他 1 件設置予定）で活用。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者等の農業分野への就労を促進するため、福祉農園の整備や、福祉と連携した農業活動等の取組を全国的に支援。【②】 ・歴史的資源を活用した観光まちづくりタスクフォース等を通じ、農山漁村を含めた地方に広く存在する古民家等を活用した魅力ある観光まちづくりを推進。【⑤、⑥】 ・農泊地域の食文化を「SAVOR JAPAN」として海外に情報発信していくことで、2020 年東京オリンピック・パラリンピック大会に向けて、日本食・食文化の海外発信を強化し、輸出とインバウンドを一体的に推進。【⑤】 ・観光圏において、観光庁と農林水産省双方の支援策の活用検討、観光圏推進協議会における農林水産省と連携した取組推進の働き掛け等を実施。【⑦】 ・持続的なビジネスとしての「農泊」を推進することにより、農山漁村の所得向上を実現し、農山漁村の活性化を図る。【⑧】 ・今後のエコツーリズムの取組の推進に当たっては、国立公園等における自然観光資源の魅力向上や多様な利用の促進を図るため、エコツ

	ーリズム推進体制の整備、人材育成など地域が実施する取組を引き続き支援し、地域の観光振興・活性化に貢献していく。【⑨】
府省庁名	農林水産省、内閣府（規制、地創）、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	③優良事例の横展開・ネットワーク化
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年から表彰事業「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」として、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の実現に向け、農山漁村の有するポテンシャルを引き出すことにより地域の活性化に取り組んでいる優良事例を選定し、全国へ発信することを通じた他地域への横展開を図る取組を実施。 ・上記の取組に加え、優良事例の横展開を一層推進する観点から、「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」を含め、これまで農林水産省から表彰された地域を中心として、農山漁村の振興に取り組む全国の優良事例(約216団体)の情報を「農山漁村ナビ(平成29年3月公開)」により発信。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・選定された地区の情報発信を強化するなど、より知名度向上を図る取組を実施。 ・「農山漁村ナビ」について、SNSやメールマガジン等を通じた情報発信等により本サイトの周知を図るとともに、新たな優良事例の発掘や本サイトの機能向上に向けた取組を実施。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	④消費者や住民のニーズを踏まえた都市農業の振興
関連する目標	関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（都市農業機能発揮対策）において都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、以下の取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ①農業者、自治体、住民等を対象とした専門家の派遣、講習会・啓発事業の開催等の支援 ②都市住民と共生する農業経営の実現に向けた優良事例の創出 ③近接する宅地等へ配慮した都市農地の周辺環境対策等の施設整備の支援 ④現場から情報発信するための広報活動の支援 ⑤防災協力農地の機能強化に向けた活動の支援 ・都市農業振興基本法（平成27年4月22日施行）に基づき、都市農業振興基本計画を策定（平成28年5月13日閣議決定）。 ・生産緑地地区の面積要件の緩和等を含む都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年6月15日、平成30年4月1日施行）に伴い、社会資本整備総合交付金の市民農園等整備事業における農体験の場となる都市公園等の施設整備及び用地取得に係る支援について、交付対象の面積要件を緩和。 ・平成30年度税制改正大綱（平成29年12月22日閣議決定）において、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案に基づく貸付けについて、同法律案の施行を条件に相続税納税猶予が継続するよう措置。第196回通常国会に、同法律案を提出。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・都市農地の貸借の円滑化に関する法律案の成立後、農林水産省と国土交通省等が連携し、生産緑地制度の活用とあいまって、都市農地の貸借の円滑化を図りつつ、その保全及び有効活用のための取組を推進。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑤歴史的景観、伝統、自然等の保全・活用を契機とした農山漁村活性化
関連する目標	関係府省との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28)
施策の実施状況	<p>【歴史や伝統ある棚田や疏水等の美しい農村景観等を保全・復元・継承】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美しい農村再生支援事業により、美しい棚田や伝統ある疏水等を保全・継承し、農業・農村の活性化を図る地域の自主的な取組を支援（平成29年度は8地区を支援。）。 <p>【美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により、地域の活動計画策定や農産物の加工・販売施設の運営など農山漁村の維持・活性化に資する取組を支援（平成29年度は全国105地域協議会を支援。）。 <p>【農山村地域における生物多様性の効果的な保全に向け、生物多様性保全上重要な里地里山を明らかにし、地域主体による里地里山保全の取組への支援を検討】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土レベルでの生物多様性保全上重要な里地里山（以下「重要里地里山」という。）について、環境省ホームページやパンフレット「重要里地里山500」を活用し、都道府県とも連携し、啓発。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農山漁村振興交付金（地域活性化対策）により、農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりやそれに基づく取組、地域で生産される農産物の加工・販売施設の運営など地域資源を活用した地域の自立及び発展に資するための実践活動の取組を支援。 ・地域再生法に基づく地域再生土地利用計画制度等について、先行事例の整理に加え、全国ベースでの情報収集や具体的なニーズの掘り起こしを通して「小さな拠点」の形成を着実に推進。 ・重要里地里山については、環境省ホームページ等によりPRを行い、多様な主体による保全活用の実行性を高める取組の促進・拡大、地域における農産物のブランド化や観光資源等への活用を図る。
府省庁名	農林水産省、環境省、内閣府

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑥持続的なビジネスとしての「農泊」によるインバウンド需要の取り込み
関連する目標	持続的なビジネスとして実施できる農泊地区を 500 地区創出
目標の進捗状況	平成 29 年度の農山漁村振興交付金（農泊推進対策）において、205 地区を支援
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度は、205 地区に対して農泊ビジネスの現場実施体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による魅力ある観光コンテンツを磨き上げる取組への支援を行うとともに、優良地域の国内外へのプロモーションを実施。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> 農山漁村の所得向上を実現するため、引き続き、農泊ビジネスの現場実施体制の構築、地域資源を魅力ある観光コンテンツとして磨き上げる取組への支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内外へのプロモーションを実施し、「農泊」を推進する。
府省庁名	農林水産省、観光庁

政策の展開方向	7. 人口減少社会における農山漁村の活性化
展開する施策	⑦鳥獣被害対策とジビエ利活用の推進
関連する目標	○関係省庁との連携プロジェクトを展開し、2020年までに全国で交流人口を1,300万人まで増加 ○2018年度にジビエ利用のモデルとなる地区を12か所程度整備し、2019年度にジビエ利用量を倍増
目標の進捗状況	交流人口 925万人 (H25) →1,027万人 (H26) →1,099万人 (H27) →1,126万人 (H28)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカ、イノシシについて「平成35年度までに個体数を半減する」という当面の政府目標を設定（平成25年12月26日「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」）。 ・鳥獣被害防止総合対策交付金により、鳥獣被害防止特措法に基づき市町村が作成した被害防止計画に即した地域ぐるみの取組を支援 ・鳥獣被害対策実施隊の設置促進や体制強化のため、実施隊が中心となって行われる活動への定額助成や都道府県内における実施隊の設置状況に応じた優先配分など重点支援を行うとともに、現地説明会の開催やパンフレット・事例集の作成などの普及啓発活動を実施。 （鳥獣被害対策実施隊設置市町村 平成25年10月末現在：745市町村 →平成29年10月末現在：1154市町村） ・捕獲活動経費の直接支援、都市部等の他地域の人材を活用した取組に対する支援、捕獲技術高度化施設（射撃場）の整備などを支援し、捕獲従事者を育成・確保。また、ICTを用いた捕獲資材などの新技術実証等、高度な対策への取組や捕獲鳥獣をジビエ等として活用するため、処理加工施設の整備や需要拡大のための普及啓発活動等の取組に対する支援を通じ、捕獲対策を強化。 ・改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成27年5月29日施行）に基づき、都道府県等が捕獲を行う「指定管理鳥獣捕獲等事業」及び当該事業の実施を促進する交付金事業により、実施計画の策定や捕獲、効果的捕獲の促進等について支援。 ・食用に供される野生鳥獣肉の安全性を確保するため、「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を策定（平成26年11月14日）。 ・改正された「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成28年12月2日施行。鳥獣被害防止特措法）に基づき、関係6省4庁からなる鳥獣被害対策推進会議を平成29年2月に設置・開催。同法の改正内容やジビエを取り巻く状況を踏まえ、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を実施するための基本的な指針」を改正（平成29年10月30日）。 ・ジビエ利活用を推進するため、関係省庁で構成する「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」を開催（平成29年4月5日、27日）。 ・ジビエ利用のモデルとなる地区を整備し、ジビエ利用量を平成31年度に倍増させる目標と、これに向けた対応方針を取りまとめ（平成29年5月23日農林水産業・地域の活力創造本部）。同対応方針に基づき、ジビエ利用モデル地区を全国から17地区選定（平成30年3月9日）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、鳥獣被害防止特措法により市町村が作成した被害防止計画に基づく地域ぐるみの取組、都道府県等が行う捕獲事業を支援する。 ・また、ジビエの需要開拓を図りつつ、認証制度の導入など安全・安

	心なジビエの供給体制の整備を推進する。 ・今後とも関係省庁が連携して鳥獣被害対策及びジビエ利活用を推進する。
府省庁名	農林水産省、環境省、厚生労働省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	①新たな森林管理システムの構築と木材生産流通構造改革等
関連する目標	○国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³)
目標の進捗状況	○国産材の供給量:1,800万m ³ (H21)→2,700万m ³ (H28) (※目標:4,000万m ³ (H37))
施策の実施状況	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第196回通常国会において、市町村が自ら経営管理を実行できない森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力ある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、再委託できない森林及び再委託に至るまでの森林においては、市町村が公的管理を行う新たな森林管理システムを構築する森林経営管理法案を提出(平成30年5月25日付けで成立。平成31年4月施行予定)。 <p>【木材生産流通構造改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度予算として森林情報高度利活用技術開発事業を措置し、ICTによる森林資源情報等の共有システムの標準化等を支援するとともに、航空レーザ計測等のリモートセンシング技術の活用方法等に関する手引きを作成。 ・国有林の民間活力導入については、未来投資戦略2017に基づき実施した民間事業者等から改善提案を公募。提出された提案(42件)の課題を整理し、公表(平成29年12月26日)。 ・林業の成長産業化に向けた国有林野事業への新たな民間活力の導入については、政策的な課題、制度的な課題を解決しうるスキームについて、木材の加工・流通への影響も踏まえ、「農林水産業・地域の活力創造プラン」における新たな森林管理システムの定着等の推進に資するよう、内閣府等と連携して、現行制度等を検証・検討。
今後の施策の展開方向	<p>【新たな森林管理システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、林業成長産業化総合対策や森林整備事業において、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化することが見込まれる地域を中心として、路網整備・機械導入を重点的に支援するほか、造林コストの低減に資する主伐・再造林の一貫作業を推進。 <p>【木材生産流通構造改革等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業の成長産業化に向けた改革の工程表(平成30年4月18日開催の未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)(第10回)・第15回規制改革推進会議 農林ワーキング・グループ合同会合資料)に基づき、以下の取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ①原木生産の集積・拡大(意欲と能力のある林業経営者の育成促進、素材生産業者の出荷ロットの大規模化支援、条件の良い人工林等に対する路網整備の重点化、高性能林業機械の導入推進、森林所有者情報や境界情報の一元的な取りまとめ等) ②流通全体の効率化(SCM推進フォーラム設立等簡素で効率的なサプライチェーン構築に向けた体制整備、需給情報の共有のための新たな技術の活用、コーディネーターの活動支援等) ③加工の生産性向上(製材工場、合板工場等の大規模化・高効率化等の推進支援、加工機械等の開発等)

	<p>④木材の需要拡大・利用促進（木材利用促進の環境整備に向けたビルダーへの働き掛け、外材や他資材からの代替需要獲得に向けた技術開発、バイオマス利用促進に向けた地域内エコシステムのモデル構築、高付加価値木材製品の輸出拡大等）</p> <p>⑤平成 30 年度予算として新たにスマート林業構築推進事業を措置し、森林施業の効率化・省力化や需給マッチングの円滑化に向け、ICT等の先端技術を活用した先進的な取組への支援や、その普及展開を推進。</p> <p>・新たな木材需要の拡大や生産性向上等の取組を行う民間事業者が、長期・大ロットで国有林の立木の伐採・販売を行うことを可能とする法制度の整備を検討。</p>
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	②CLT等の新たな製品・技術の開発・普及のスピードアップ
関連する目標	○国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○CLT(直交集成板)について2024年度までに年間50万m ³ 程度の生産体制を構築
目標の進捗状況	○国産材の供給量:1,800万m ³ (H21)→2,700万m ³ (H28) (※目標:4,000万m ³ (H37)) ○CLTの生産体制:0万m ³ (H25)→8万m ³ (H30) (※目標:10万m ³ (H32)、50万m ³ (H36))
施策の実施状況	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催(平成29年9月、平成30年1月)するとともに、CLTの普及に向けた新たなロードマップに基づき、関係省庁が連携して普及促進の取組を実施。 ・平成29年度に、CLTを活用した建築物の建築、CLT製造施設の整備等に対する支援を実施。 ・平成29年度に、LVLを活用した耐火部材や燃えしろ設計によるCLT床と2×4の接合部方法等の技術開発を支援。 ・平成29年度に、木造中高層建築の普及に向けて、設計者やゼネコン等を対象とした研修支援。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公共建築物等木材利用促進法」に基づく市町村方針が全国の9割を超える市町村で策定(平成25年度末1,384市町村(79%)→平成30年2月末1,565市町村(90%))。 ・公共建築物の木造率(床面積ベース)は、法律が制定された平成22年度着工では8.3%→平成28年度着工では11.7%に向上。特に3階以下の低層の公共建築物では、同期間で17.9%→26.4%に向上。 ・CLTや木質耐火部材等の新たな木質部材の積極的活用等の観点から、平成29年6月に法律に基づく基本方針を変更。 <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に、地域の工務店・製材業者・素材生産業者等が連携して実施する地域材の利用拡大に向けた取組を支援。 ・平成29年度に、低層非住宅の木質化に向けた、一般流通材を用いたトラスの開発等の取組支援。
今後の施策の展開方向	<p>【CLT等の普及加速化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、国産材CLTの地方ブロックバランスを考慮した生産体制の構築、耐火性能の向上に向けた技術開発、実証的建築による施工ノウハウの確立、先導的建築への支援など普及の取組を総合的に推進。 ・平成30年度は、中大規模建築物の木造化に意欲的に取り組む建築士等の育成を引き続き推進。 <p>【公共建築物の木造化・木質化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が整備した公共建築物について、林野庁と国土交通省とが連携して木造化できなかった事例等について調査等を行い、その結果を踏まえ、各省への技術的助言や働き掛けを強化。 ・民間部門(医療・福祉関係者等)が整備する施設が低層公共建築物

	<p>の過半を占める状況を踏まえ、民間事業者等が主導する公共建築物等の木造化・木質化の取組を促進。</p> <p>【地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度は、地域の工務店、木材業者等の連携による地域材等を活用した木造住宅・非住宅建築物の普及に向けた取組を引き続き推進。
府省庁名	農林水産省、国土交通省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	③木質バイオマスの利用促進による新たな木材需要の創出
関連する目標	○国産材の供給量を 2025 年までに 4, 000 万 ³ m ³ に増加 (2009 年: 1, 800 万 ³ m ³)
目標の進捗状況	○国産材の供給量: 1, 800 万 ³ m ³ (H21) →2, 700 万 ³ m ³ (H28) (※目標: 4, 000 万 ³ m ³ (H37))
施策の実施状況	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に未利用間伐材等を活用した木質バイオマス発電施設は、全国 53 か所で稼働中 (平成 29 年 9 月末時点)。 ・熱利用施設は、全国約 2, 000 か所で稼働中 (平成 28 年末時点)。平成 28 年度に約 275 万³m³の間伐材等由来の木質バイオマスを利用。 <p>【セルロースナノファイバーの研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農林水産省、経済産業省、環境省、文部科学省等が連携して、原料段階から社会実装段階に至るセルロースナノファイバー (CNF) に係る研究開発を継続して実施。平成 29 年度は、原料 (産地・部位等) や CNF 製造方法の違いによる特性評価等を新たに実施し、それぞれの CNF の特徴や様々な製品に加工する際の適性に関する知見を収集。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年の林産物輸出額は 360 億円。うち、木材輸出額は 326 億円。 ・平成 29 年度に、中国・韓国において、日本産木材を用いたモデルルームを 3 か所設置し、日本産木材製品の展示・PR を行うとともに、展示会への出展、セミナー及び商談会の開催等のプロモーション活動を実施。
今後の施策の展開方向	<p>【木質バイオマスのエネルギー利用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマスのエネルギー利用としては、平成 37 年のパルプ/チップ用としての利用量のうち 800 万³m³を木質バイオマス発電等のエネルギー源として利用することを目標としている。 ・平成 30 年度は、「地域内エコシステム」(地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する仕組み) の構築に向け、F/S 調査、技術開発、施設整備等の取組を支援。 <p>【セルロースナノファイバーの研究開発等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は、畜産や食品加工、土木といった分野での CNF の新たな用途の開発、CNF 樹脂複合・加工プロセスの LCA (ライフサイクルアセスメント) 手法の検討等に取り組む。 <p>【木材輸出の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 30 年度は、モデル住宅・モデルルームを活用した日本産木材製品の展示・PR、展示会への出展やセミナーの開催等によるプロモーション活動のほか、新たに輸出先の需要を踏まえた木材製品の輸出に向けた企業連携の取組を支援。
府省庁名	農林水産省、文部科学省、経済産業省、環境省

政策の展開方向	8. 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理
展開する施策	④適切な森林の整備・保全等を通じた国土保全、地球温暖化防止など森林の多面的機能の維持・向上
関連する目標	○国産材の供給量を2025年までに4,000万m ³ に増加(2009年:1,800万m ³) ○2013年度から2020年度までの間に、毎年52万haの間伐等を実施
目標の進捗状況	○国産材の供給量:1,800万m ³ (H21)→2,700万m ³ (H28) (※目標:4,000万m ³ (H37)) ○間伐等の実績:44万ha(H28) (※目標:毎年52万ha)
施策の実施状況	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林及び公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進。 ・平成29年度に、治山事業により山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等を実施。特に山地災害の発生が懸念される地区の重点的な予防対策を推進するとともに、治山施設の機能強化を含む長寿命化対策等を推進。 ・平成29年度に、苗木安定供給推進事業等により、CO₂吸収量の高い森林への転換に向けて、成長に優れた苗木等を開発・育成(特定母樹指定数:274(平成29年度末))。 ・平成29年度に、シカによる森林被害緊急対策事業によりシカの捕獲等を広域的・面的に実施するほか、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等を実施(シカによる森林被害緊急対策事業実施都道府県数:20(平成29年度末))。 ・平成30年度税制改正大綱(平成29年12月22日閣議決定)において、森林経営管理法案を踏まえ、市町村が行う森林の公的な管理をはじめとする森林整備等の財源として、平成31年度税制改正において森林環境税(仮称)及び森林環境譲与税(仮称)を創設することを記載。 <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に、森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、地域住民が中心となって実施する里山林の保全などの日常的な管理活動等の取組を支援。
今後の施策の展開方向	<p>【森林の整備・保全を通じた森林吸収源対策や「緑の国土強靱化」の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林整備の低コスト化を図りつつ、森林整備事業により間伐やこれと一体となった路網整備、主伐後の再造林、公的主体による森林整備を実施するなど、森林吸収源対策を推進(目標間伐面積:毎年52万ha)。 ・治山事業により山地災害の復旧・予防のための治山施設の整備や機能が低下した森林の整備等を実施。特に激甚な災害への対応を強化。 ・優良種苗木低コスト生産推進事業等により成長に優れた苗木等を引き続き開発・育成。また、森林整備事業により成長に優れた苗木等による再造林を行い、CO₂吸収量の高い森林への転換を推進。 ・引き続きシカによる森林被害緊急対策事業によりシカ等の捕獲等を

	<p>広域的・面的に実施するほか、森林整備事業により鳥獣害防止施設等の整備や市町村森林整備計画に定められた鳥獣害防止森林区域における既設の鳥獣害防止施設の改良等に取り組む。</p> <p>【地域住民等による森林管理活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金により、全国で地域の特性に応じた森林の保全管理や山村活性化の取組について引き続き支援。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	①水産業の持続的発展のための資源管理、各地の浜における生産体制強化・構造改革の推進
関連する目標	2020年までに魚介類生産量（食用）を449万トン（2005年度水準）に向上（2012年：376万トン）
目標の進捗状況	魚介類生産量（食用）377万トン（H24年）→322万トン（H28年概算値） ※H24年の魚介類生産量（食用）について、目標策定時の376万トンは概算値、目標の進捗状況における377万トンは確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」については、平成30年3月末までに659地区で策定され、プランに基づく取組を実施。 ・資源管理の一層の高度化を図るため、以下の取組等を実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①太平洋クロマグロをTAC魚種に追加（平成30年1月から） ②漁業経営の改善効果などが期待される個別割当（IQ）方式について、太平洋のマサバを漁獲する大中型まき網漁業において実証試験の実施 ③漁業者等による自主的資源管理として全国で行われている資源管理計画について、より科学的な根拠を用いた評価・検証の体制整備 ・漁業構造改革総合対策事業による、改革型漁船の導入・実証を推進。 ・計画的に資源管理に取り組む漁業者に対し、資源管理・収入安定対策を実施し、生産額全体の7割を占める漁業者が加入。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・「浜の活力再生プラン」の取組の効果・成果を検証しつつ、引き続き所得向上に向けた取組を推進する。 ・主要水産資源ごとに資源管理目標等の導入、広域資源等の資源管理の効率化・効果的な推進、TAC魚種拡大の検討、IQ方式の実証及び資源評価の対象種の拡大と精度向上などによる資源管理の高度化を推進するとともに、資源管理・収入安定対策に加入する担い手が漁業生産額のおおむね9割を担うような漁業構造の達成を目指す。 ・高性能漁船の導入、魚種転換等の改革計画により収益性の高い生産・操業体制へ転換する。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	②マーケットインの発想による生産から加工・流通、販売・輸出の各段階の取組の強化による消費・輸出拡大
関連する目標	2019年までに国産水産物輸出額を3,500億円に増大(2012年:1,700億円)
目標の進捗状況	国産水産物輸出額1,700億円(平成24年)→2,749億円(平成29年)
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成28年5月19日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)に基づき、以下の取組等を実施。 ①海外市場の拡大(水産物・水産加工品輸出拡大協議会(平成27年に設置)によるオールジャパンでのプロモーション活動等を支援。) ②水産加工施設のHACCP対応等の推進(水産庁による水産加工施設のEU向け施設認定業務を開始し、平成30年3月末現在までに17施設を認定。厚生労働省において、同年3月末現在で39施設を認定。また、HACCP導入のための研修会・現地指導、HACCP対応のための施設改修等に対して支援) ③拠点漁港における高度な品質・衛生管理対策の構築(平成29年度において輸出促進を図るため、大規模な拠点漁港において、一貫した衛生管理の下必要な施設整備をおおむね30地区で実施。) ④輸出関係手続(検査、証明書発行等)の見直しによる輸出環境の整備 ・平成26年6月に養殖場等に係るEU向け施設登録申請の標準処理期間を30日に設定。水産加工施設については90日に設定。 ・国産水産物流通促進事業を実施し、水産物の川上(産地)から川下(消費地)までの流通の目詰まり解消を支援。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の輸出に関する以下の取組等を推進。 ①引き続き、海外市場の拡大に向けた活動の支援 ②引き続き、対EU施設認定(「日本再興戦略」改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)にて、平成31年度までに100施設程度を認定することを目標。)など水産加工施設のHACCP対応等の推進 ③流通・輸出拠点漁港のうち、水産物の高度な衛生管理体制が構築された漁港の割合を、24%(平成28年度)からおおむね50%(平成33年度)に向上 ④食品が輸出される際の自治体等による衛生証明書の発行の推進 ・HACCPに沿った衛生管理の制度化に基づく取組の推進。
府省庁名	農林水産省、厚生労働省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	③浜と食卓の結びつきの強化
関連する目標	2022年までに魚介類消費量を29.5kg/人年(2010年度水準)に向上(2012年:28.4kg/人年)
目標の進捗状況	魚介類消費量28.9kg/人年(H24)→24.6kg/人年(H28概算値) ※H24年の魚介類消費量について、目標策定時の28.4kg/人年は概算値、目標の進捗状況における28.9kg/人年は確定値のため異なる。
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・水産物の消費拡大として、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクトによる「ファストフィッシュ」商品の選定等の取組を推進。 （プライドフィッシュ：40都道府県・250魚種を選定済み(平成30年3月末)。 ファストフィッシュ：計18回の選定で、のべ639社3,145商品を選定(平成30年3月末)。 ・水産日本の復活に主体的に取り組む漁業界と連携・協力し、後押ししようという「浜の応援団」に、平成30年3月末までに149者が登録済。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、全漁連の「プライドフィッシュ」や官民協働の取組「魚の国のしあわせ」プロジェクト等の取組を推進。 ・引き続き、「浜の応援団」を募集するとともに、情報の発信を推進。
府省庁名	農林水産省

政策の展開方向	9. 水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化
展開する施策	④水産政策改革の更なる推進
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「水産政策の改革の方向性」を整理し、改訂した「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成29年12月8日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に盛り込んだ。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな資源管理システムの構築及び流通構造の改革を進めるとともに、漁業許可制度、海面利用制度及び漁協制度の見直し等を行うこととし、必要な法整備等を速やかに行う。
府省庁名	農林水産省、内閣府

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	①復興交付金等を活用した施策の推進
関連する目標	<p>○津波被災農地について、被害が甚大な農地等の復旧や被災地の要望に応じた農地の大区画化を推進</p> <p>○漁港施設については2018年度までに復旧、海岸保全施設については2020年度までに復旧・復興を概ね完了</p> <p>○海岸防災林については、植栽までの全体の復旧を2020年度までに完了することを目指す</p>
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・営農再開可能な農地面積 16,770ha (2016) →17,630ha (2017) (※目標：約18,200ha (復旧対象農地の約9割) (2018)) ・岸壁の復旧により陸揚げが可能となった漁港数 (部分的に回復したものを含む。) 318 漁港 (2016) →319 漁港 (2017) (※目標：319 漁港 (2018) を達成) ・本復旧・復興工事が完了した海岸保全施設の地区数 188 地区 (2016) →320 地区 (2017) (※目標：673 地区 (2020)) ・本復旧工事を実施した防災林 (復旧事業実施中のものも含む。) 延長157km (2016) →162km (2017) (※目標：164km (2020))
施策の実施状況	<p>【復旧・復興を契機とした担い手への農地集積、農地復旧や除塩、除染等と併せた農地の大区画化、宅地の高台への集団移転や帰還促進と連携した農地整備を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境省を中心に関係省庁、県、市町村等が連携して、農地の除染と併せて区画整理等の農地整備を行う事業を実施 (2017年度までに3地区完了)。 ・防災集団移転促進事業による高台への集団移転と併せて移転跡地を含めた農地整備を行う事業を15地区で実施中。 <p>【被災した海岸防災林について、被災箇所ごとの地形条件及び地域の合意形成の状況を踏まえながら、津波に対する防災機能も考慮した復旧・再生を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧事業、治山事業を措置し、生育基盤盛土や植栽等を行い、2017年度末までに要復旧延長164kmのうち162kmの復旧工事を完了または実施中。 <p>【水産物の流通拠点漁港を対象とした高度衛生管理に対応した荷さばき所等を整備するとともに、福島県の漁業の早期再開に向けた取組を支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産基盤整備事業を措置し、水産物の流通拠点漁港において、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を7地区で完了、1地区で実施中。また、試験操業の対象種を順次拡大 (2018年3月31日現在、出荷制限対象種(10種)を除く全魚種を対象)。 <p>【大型機械を利用する乾田直播等によるコスト削減、イチゴ栽培における病害防除のための紫外光蛍光灯照射など先端的な農林水産技術の実証を実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地 (岩手県、宮城県及び福島県) において、食料生産地域再生

	のための先端技術展開事業による 16 の実証研究を完了（2018 年 3 月現在）。
今後の施策の展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ・農地については、農地・農業用施設災害復旧等事業により、引き続き、復旧・復興を目指すとともに、大区画化・利用集積を推進。 ・海岸防災林については、災害復旧事業、治山事業により、引き続き、復旧・再生を支援。 ・漁港施設については、災害復旧事業、水産基盤整備事業により、引き続き、復旧・復興を支援。 ・2018 年度以降も、被災地（岩手県、宮城県及び福島県）に社会実装拠点を設置して、先端技術展開事業により得られた成果を普及していくとともに、被災地の現状に応じた新たな課題に対応するため、実証研究を支援。
府省庁名	農林水産省、復興庁

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	②「新しい東北」の実現に向けた施策の推進と成長戦略等に基づく各省の施策について東北での重点的な展開の推進
関連する目標	創造と可能性の地としての「新しい東北」をつくりあげる
目標の進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ チーム化による水産加工業等再生モデル事業（平成29年度）により、複数の事業者が連携して行う先進的な取組を支援（11事業）。水産加工業者や異業種事業者が連携して新商品開発や国内販路開拓等を行う取組を支援することで、「新しい東北」の創造を実現。 ・ 「新しい東北」官民連携推進協議会を「新しい東北」の創造に向けたプラットフォームとして設立し、ウェブサイト上での情報発信や対面での交流会を通じた、復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）による情報共有・交換、連携を推進。 ・ また、創造的な産業復興を実現するために、産業復興創造戦略の目標像の実現に向け、平成26年度から毎年度、取り組むべき産業復興施策として体系化し重点を取りまとめ。
施策の実施状況	<p>【東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略に基づき、水産加工業・食品製造業・農林水産業の復興を推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の大区画化・利用集積等を推進し、生産性の向上等を推進。林業については、木材の需要拡大と安定供給の確保による成長産業化に向けた取組を支援。水産加工業については、失われた販路の回復・開拓に向け、個々の事業者の復旧・復興にとどまらず、複数の事業者等が連携して行う、販路開拓、人材育成等の取組を支援。また、漁労技術の円滑な継承や次世代の担い手の定着・確保を推進するため、漁業・養殖業を継続できる経営体育成を支援。 ・ 平成30年3月27日に開催された「産業復興の推進に関するタスクフォース」において、平成30年度の産業復興施策の重点が取りまとめられたところ。 <p>【民間投資を促進するためのプラットフォームを構築】</p> <p>【復興に携わる多様な主体（企業、大学、NPO等）の連携推進に向けて情報の共有・交換を行う「新しい東北」官民連携推進協議会を設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成25年12月に「新しい東北」官民連携協議会を設立し、協議会の下、被災地で事業展開されている多様な主体（企業・大学・NPO等）による取組について、情報の共有・交換を進め、様々な連携を推進。 ・ 平成26年7月、協議会の下に復興金融ネットワークを設立。被災地における新たな資金供給の創出、官主導の取組による復旧から民主導の取組による本格的な復興に向けた取組を実施。 ・ 平成26年11月、協議会の下に販路開拓支援チームを設立。被災地の水産加工業等が抱える「販路開拓」等の課題の克服に向け、被災地事業者の販路開拓支援に取り組む企業や団体の間で、互いの強みを活かした連携を進め、新たなアクションの創出に向けた取組を実施。 ・ 平成27年2月、協議会の下に地域づくりネットワークを設立。地域づくりハンズオン支援等の施策により、地域の抱える課題の解決に向けて新たな取組を行う自治体、NPO等を対象として、取組状況やニーズに応じたきめ細かな支援を実施。 ・ 平成27年4月、協議会の下に企業連携グループを設立。自治体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の連携を促進することで、企業支援体制を強化。

今後の施策の展開 方向	<ul style="list-style-type: none">・ これまでに加速させてきた地域の先駆的な取組の定着や他地域への普及・展開の促進に向けて、必要な措置を講ずる。・ 平成30年度においても、引き続き、産業復興施策を実施。
府省庁名	復興庁

政策の展開方向	10. 東日本大震災からの復旧・復興
展開する施策	③風評被害対策や産業復興の推進のためのタスクフォースの下、被災地産食品の信頼回復を図る
関連する目標	—
目標の進捗状況	—
施策の実施状況	<p>【福島県産農林水産物について、①第三者認証 GAP 等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者認証GAP等の取得や有機JAS認証の取得に係る費用等を支援（福島県でのGAP取得状況：37経営体（2018年3月20日時点））。 ・国のガイドライン等に基づく放射性物質検査に要する経費、産地における自主検査に要する経費や検査結果に基づく安全性のPR等を支援。 ・福島復興再生特措法に基づき、福島県産農林水産物等流通実態調査を実施。生産者・生産団体、事業者、消費者へのヒアリング・アンケート、統計データの分析等により、販売等の不振の要因分析等を行い、調査結果を2018年3月に公表。この調査結果を踏まえ、関係省庁と協力して、4月に関係事業者に指導、助言を実施。 ・量販店等における販売コーナーの設置及び販売フェアの開催、福島県知事によるトップセールス等の販売促進の取組、オンラインストアにおける特設ページの開設及びキャンペーン等の実施を支援。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、ホームページ等で公表（日本語・英語）。 ・インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・農林水産省と消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省が連携し、2011年度から食品中の放射性物質対策に関する意見交換会を実施（2017年度は7回）するとともに、ホームページ等による情報発信を実施。 ・食品中の放射性物質に関し、2011年度から、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、消費者の理解の増進と消費行動の決定のため、全国でリスクコミュニケーションを実施（2017年度は100回）。 ・2013年度に養成したコミュニケーターが、引き続き地域においてきめ細やかな情報発信ができるよう、ウェブサイトやメールマガジン配信による情報提供等の各種支援を実施。 ・放射性物質や食品等の安全性を分かりやすく説明した冊子「食品と放射能Q&A」を改訂（第12版）。また、特に重要な点を抜粋した「食品と放射能Q&A ミニ」を改訂（第4版）。 ・2017年に開催した「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」を策定し、福島県産農林水産物の風評払拭に向け、伝えるべき内容、取り組むべき具体的な施策等を明示。 <p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・2012年度から、「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、被災地産食品の販売促進フェアの開催促進や社員食堂等での利用の取組を実施（2018年3月末現在1,585件）。 ・2011年度から、通年で、農林水産省内の食堂で積極的に被災地産食材を使ったメニューの提供を実施。 ・経済産業省及び特許庁内の食堂で福島県食材を使ったメニューを提供（累計8回。2017年は7～8月に実施）。 ・国際会議・展示会等において、福島県産品のPRを実施。 ・2013年度から、経済産業省内コンビニエンスストアにおいて福島県産品の販売や観光パンフレットなどの情報発信の取組を実施。 ・農林水産省と関係省庁が連携し、2012年度から毎年、経済団体、食品産業団体、都道府県、大学等に対し、被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出（2017年度は3月に発出）。 ・2016年4月23日のG7農業大臣会合において、復興副大臣が風評払拭に向けたスピーチを行ったほか、被災地産食材の提供等を実施。 ・復興大臣が経済3団体と面会し、被災地産品の利用等を要請（2018年1～3月）。 <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2015年度から、「復興水産加工業等販路回復促進事業」により、販路回復に向けた個別指導やセミナー等の開催の支援、当該指導を踏まえ被災地の水産加工業者等が行う販路回復等の取組に必要な加工機器の整備等を支援。 ・2015年度から、被災地の水産加工業者が参加する「東北復興水産加工品展示商談会」の開催を支援（2017年度は114者が参加）。
<p>今後の施策の展開方向</p>	<p>【福島県産農林水産物の風評の払拭について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度においても引き続き、福島県産農林水産物の風評の払拭に向けて、①第三者認証GAP等の取得、②放射性物質の検査、③販売不振の実態と要因の調査、④量販店・オンラインストア等での販売促進等、生産から流通・販売に至るまで、風評の払拭を総合的に支援。 <p>【被災地産農林水産物・食品に関する正確かつわかりやすい情報の発信について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度においても引き続き、各自治体で実施された食品中の放射性物質の検査結果や出荷制限等の情報について、厚生労働省のホームページ等で公表を実施（日本語・英語）。 ・2018年度においても引き続き、インターネットを活用した食品中の放射性物質に係る基準値の周知。 ・2018年度においても引き続き、関係府省庁が連携し、風評被害の実態調査等を活用しつつ、被災地から消費地へ重心を移して意見交換会等を実施。 ・2018年度においても引き続き、消費者庁、食品安全委員会、厚生労働省及び農林水産省と地方公共団体や各種団体等が連携し、リスクコミュニケーションを継続的に実施。 ・2017年度に策定された「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、福島県産品の安全性や魅力等について関係府省庁が工夫を凝らした情報発信を実施。

	<p>【被災地産食品の販売促進フェアの開催促進及び積極的な消費拡大の促進について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018 年度においても引き続き、「食べて応援しよう！」の取組を実施。 ・2018 年度においても引き続き、国際会議・展示会等での福島県産品のPRや福島県産品の販売等を実施。 <p>【被災地の水産加工業の販路回復について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018 年度においても引き続き、水産加工業の販路回復を支援。
府省庁名	農林水産省、復興庁、消費者庁、内閣府食品安全委員会、厚生労働省、経済産業省